

特別職報酬等審議会
令和2年度 資料集

目次

項目	開始 ページ
○ 令和元年度答申書	1
○ 令和元年度答申に際しての意見具申	3
○ 一般職員の給与改定率等及び国公指定職俸給表の推移	6
○ 特別職の給料月額及び議員の報酬額並びに特別職の退職手当額の推移	7
○ 特別職と一般職最高者との給与月額比較及び年間給与額の推移	8
○ 議員の年間報酬額の推移	8
○ 市議会の本会議及び各委員会の開催状況	9
○ 消費者物価指数及び財政指数に係る用語解説	10
○ 歳入歳出決算額調 普通会計及び一般会計(平成27年度～令和元年度比較)	11
○ 健全化判断比率等について	13
○ 類似団体の各市の財政状況(平成30年度普通会計決算)その1～4	15
○ 府内の各市の財政状況(平成30年度普通会計決算)その1～2	19
○ 類似団体の各市の状況(特別職及び議員)	21
○ 府内の各市の状況(特別職及び議員)	27
○ 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数)	31
○ 類似団体の主要項目の順位(ラスパイレス指数、財政力指数、経常収支比率)	32
○ 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について)	33
○ 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額)	34
○ 類似団体の主要項目の順位(市長の4年任期内収入)	35
○ 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入)	37
○ 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入)	39
○ 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について	41
○ 宇治市附属機関設置条例(抜粋)	42
○ 宇治市特別職報酬等審議会規則	43
○ 地方自治法(抜粋)	44
○ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋)	45
○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋)	47
○ 宇治市議会基本条例(抜粋)	49
○ 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(抜粋)	55

令和元年11月27日

宇治市長 山 本 正 様

宇治市特別職報酬等審議会
会 長 小 長 谷 敦 子



宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、
副市長及び教育長の給料の額について（答申）

令和元年10月9日付元宇市人第446号にて諮問を受けた標記の件について、審議を重ね慎重に検討しました結果、全委員の一致をもって下記の額が妥当との結論に達しましたので、ここに答申をいたします。

記

区 分	報酬等月額（円）
議長	635,000
副議長	585,000
議員	535,000
市長	1,075,000
副市長	895,000
教育長	785,000

※上記の額は、それぞれの報酬又は給料を定める
条例の本則の額と同額です。

審議経過等について

本審議会は、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）の職務と職責、他都市の状況、一般職の給与の動向等を総合的に考慮するという基本的な考え方にに基づき、審議にあたっております。その上で、本年におきましても、本市の財政状況や今後の見通し、府内各市及び類似団体等における財政指標等の状況や任期内収入を見据え、さらに、これまでの市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額の改定状況などの各種の関係資料等を基に検討いたしました。また、昨年度に引き続き宇治市財政健全化推進プランや宇治市公共施設等総合管理計画等の取り組みの状況等についても議論をいたしました。

厳正かつ公正な見地から活発な議論を経て、この度、一定の結論に至りました。

市議会議員及び特別職は、ますます複雑多様化する市民ニーズに迅速な対応が求められ、限られた財源の中で、質の高い政策や市民サービスを実行することにより、安全・安心なまちづくりはもとより、より豊かな地域社会や満足度の高い市政運営が求められるなどの重責を負われているところです。

そうした中、市議会議員及び特別職の報酬等の額は、類似団体等と比較しても概ね適正な水準であること、本年の人事院勧告では国の指定職の給料の引き上げもないこと等から、報酬等を積極的に引き上げるような環境にないと考えているところです。

このような検討の結果、市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額は、据え置くことが妥当であると判断いたしました。

また、特別職が、平成30年4月から条例本則の月額より、市長10%、副市長8%、教育長7%の給料減額措置を実施されていることにつきましては、市長等が率先垂範して身を切る姿勢を示されていると受け止めており、本審議会としては、引き続き尊重して参りたいと考えております。

終わりに、市議会議員及び特別職の職務や職責は、さらに重要性を増しているところであります。今後もより一層職務に精励され、経費削減のための内部改革に取り組まれますとともに、人口減少社会においても持続的に発展する魅力あるまちづくりを進められることを期待いたします。

令和元年11月27日

宇治市長 山 本 正 様

宇治市特別職報酬等審議会
会 長 小 長 谷 敦 子



答申に際しての意見具申

宇治市特別職報酬等審議会において、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額と併せて、諸手当も含めた年間の収入及び任期内の総収入の面から検討しました結果、全委員の一致をもって下記のとおり結論となりましたので、意見具申をいたします。

記

令和元年度以降に支給する期末手当について

市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当については、本年の人事院勧告等を踏まえ、年間3.4月分が妥当と考えるところです。

※ 本年の答申と本意見具申を踏まえた改定を行った場合、諸手当（期末手当及び退職手当）も含めた年間の総収入及び任期内の総収入は以下の通りとなります。（市長、副市長及び教育長については、市長１０％、副市長８％、教育長７％の給料月額の前減額措置があるものとして算定しています。）

A 年間の総収入（報酬(又は給料)月額×１２月＋期末手当）

区分	改定後	現行	差額
議長	10,426,700	10,385,424	41,276
副議長	9,605,700	9,567,674	38,026
議員	8,784,700	8,749,924	34,776
市長	16,361,500	16,291,624	69,876
副市長	13,836,700	13,778,524	58,176
教育長	12,230,300	12,179,274	51,026

B 任期内の総収入（A×任期＋退職手当(市長・副市長・教育長のみ)）

区分	任期	改定後	現行	差額
議長	4年	41,706,800	41,541,696	165,104
副議長		38,422,800	38,270,696	152,104
議員		35,138,800	34,999,696	139,104
市長		82,216,000	81,936,496	279,504
副市長		65,370,800	65,138,096	232,704
教育長	3年	41,989,650	41,836,572	153,078

C 任期１年あたりの総収入（B÷任期）

区分	改定後	現行	差額
議長	10,426,700	10,385,424	41,276
副議長	9,605,700	9,567,674	38,026
議員	8,784,700	8,749,924	34,776
市長	20,554,000	20,484,124	69,876
副市長	16,342,700	16,284,524	58,176
教育長	13,996,550	13,945,524	51,026

審議経過等について

本審議会におきまして、報酬等の月額のみならず、諸手当も含めた年収及び任期内総収入という観点において、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）に支給する諸手当につきましても、慎重に検討いたしました。その際、人事院勧告や京都府の人事委員会勧告を参考に、類似団体との比較などを行い、議論をいたしました。

審議にあたっては、人事院勧告等において示される方向性はひとつの基準としつつ、本市の財政状況や今後の見通し、宇治市公共施設等総合管理計画等の取り組みの状況等を踏まえた検討を行ったところです。

本市の財政状況としては、市税収入等の増加や財政健全化推進プランにおける取り組み効果などにより、平成30年度決算における経常収支比率は、前年度から3.1ポイント減の95.8%となりました。しかし、財政構造の硬直化は継続しており、財政状況は依然として厳しいものとなっています。

議論の中では、人口減少・少子高齢社会の一層の進展が見込まれる中、歳出の削減や使用料等の増額等の取り組みだけでは持続可能な行財政運営と言う点では不十分である、将来に向けた必要な投資や抜本的な歳入確保に対する取り組みが十分に行われているのか、このままでは本市の行財政運営は立ち行かなくなるのではないか等の厳しい意見もありました。

しかしながら、現在の本市の取り組みとしては、市長のリーダーシップのもとで、抜本的な事業見直し、職員の適正な定員管理や給与等の適正化等に着実に取り組むとともに、新しい宇治を切り拓く特別枠の予算措置等、将来を見据えた行財政運営に努められているものと考えており、これまでどおり人事院勧告等を踏まえた改定を行うことが適当であると考えます。

人事院勧告では、国の指定職について、期末手当の支給割合を0.05月引き上げて、年間3.4月とする勧告がなされました。上記の議論の結果を踏まえるとともに、これまでの改定状況を考慮して、市議会議員及び特別職の期末手当につきましては年間3.4月に改定し、実施時期につきましては令和元年度からの実施が適当であると判断します。

一般職員の給与改定率等の推移

年度	給与改定率			宇治市	
	国家公務員(%)	人事院勧告率(%)	宇治市職員(%)	ラスパイレス指数	職員定昇率(%)
R元	0.10	0.09	0.1	102.1	1.8
H30	0.20	0.16	0.18	102.7	1.8
H29	0.20	0.15	0.2	103.6	1.8
H28	0.20	0.17	0.2	103.7	1.8

国公指定職俸給表の推移

号俸	H24年度以降 俸給月額	H27年度以降 俸給月額※1	H27年度以降 俸給月額※2	官職
1	720,000	705,000	706,000	三号俸以下に掲げる官職以外の官職(一号俸又は二号俸のうち、官職ごとに指令で定める号俸)
2	776,000	760,000	761,000	三号俸以下に掲げる官職以外の官職(一号俸又は二号俸のうち、官職ごとに指令で定める号俸)
3	834,000	817,000	818,000	外局の次長(国家行政組織法第十八条第三項の規定によるものをいう。)、試験所、研究所、病院又は療養所の長(前三項に掲げるものを除く。)、その他の官職で、指令で定めるもの
4	912,000	894,000	895,000	内部部局(国家行政組織法第七条第一項の官房及び局をいう。)、試験所、研究所、病院又は療養所の長(前二項に掲げるものを除く。)、その他の官職で、指令で定めるもの
5	984,000	964,000	965,000	試験所、研究所、病院又は療養所の長(前項に掲げるものを除く。)、その他の官職で、指令で定めるもの
6	1,055,000	1,034,000	1,035,000	外局(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第三項の庁をいう。以下同じ。)、の長官、会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、省名審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、原子力規制庁長官、経済社会総合研究所長
7	1,129,000	1,106,000	1,107,000	警視總監、国税庁長官、海上保安庁長官
8	1,198,000	1,174,000	1,175,000	事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官、最高裁判所事務総長

※1 H26人事院勧告でH27年度4月以降の改定として勧告されたもの

※2 H27人事院勧告でH27年度4月に遡及して改定を勧告されたもの

特別職の給料月額の推移(実支給額)

		市長		副市長		教育長	
		支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)
現在	H30.4.1	967,500	△ 5.3	823,400	△ 3.2	730,050	△ 2.1
	H29.2.1	1,021,250	△ 4.1	850,250	△ 3.9	745,750	△ 3.8
	H21.12.1	1,065,000	2.9	885,000	2.9	775,000	2.6
	H15.12.1	1,035,000	△ 3.3	860,000	△ 3.4	755,000	△ 3.2
	H15.1.1	1,070,000	△ 3.6	890,000	△ 3.3	780,000	△ 3.7

※H21.12～特別職地域手当廃止。1万円を減額。

※H29.2～特別職一律5%減額。※H30.4～市長10%、副市長8%、教育長7%減額。

議員の報酬額の推移

		議長		副議長		議員	
		支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)
現在	H15.12.1	635,000	△ 2.3	585,000	△ 2.5	535,000	△ 2.7
	H15.1.1	650,000	△ 3.0	600,000	△ 3.2	550,000	△ 3.5
	H9.12.1	670,000	3.1	620,000	3.3	570,000	3.6

特別職の退職手当額の推移

		市長		副市長		教育長	
		給料月額(円)	支給割合(月)	給料月額(円)	支給割合(月)	給料月額(円)	支給割合(月)
		退職手当額(円)	伸び率(%)	退職手当額(円)	伸び率(%)	退職手当額(円)	伸び率(%)
現在	H29.10.12	1,075,000	390/100	895,000	280/100	785,000	225/100
		16,770,000	0.0	10,024,000	0.0	5,298,750	△ 25.0
	H29.2.1	1,075,000	390/100	895,000	280/100	785,000	225/100
		16,770,000	0.9	10,024,000	1.1	7,065,000	1.3
	H23.4.1	1,065,000	390/100	885,000	280/100	775,000	225/100
		16,614,000	△ 13.3	9,912,000	△ 17.6	6,975,000	△ 21.1
	H21.12.1	1,065,000	450/100	885,000	340/100	775,000	285/100
		19,170,000	2.9	12,036,000	2.9	8,835,000	2.6
	H19.1.1	1,035,000	450/100	860,000	340/100	755,000	285/100
		18,630,000	0.0	11,696,000	△ 10.5	8,607,000	△ 8.1
	H15.12.1	1,035,000	450/100	860,000	380/100	755,000	310/100
		18,630,000	△ 3.3	13,072,000	△ 3.4	9,362,000	△ 3.2

特別職と一般職最高者との給与月額比較(実支給額)

(円)	市長	副市長	教育長	一般職最高者
合計	967,500	823,400	730,050	600,280
給料	967,500	823,400	730,050	462,570
地域手当	－	－	－	35,310
管理職手当	－	－	－	102,400

特別職と一般職最高者の年間給与額の推移

(円)	市長	副市長	教育長	一般職最高者
R2年度 計(見込)	16,361,500	13,836,700	12,230,300	10,270,165
給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,203,360
期末手当	4,751,500	3,955,900	3,469,700	3,066,805
R元年度 計	16,291,625	13,778,525	12,179,275	486,800
給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,211,844
期末手当	4,681,625	3,897,725	3,418,675	3,037,097
H30年度 計	16,291,625	13,778,525	12,179,275	10,408,487
給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,288,200
期末手当	4,681,625	3,897,725	3,418,675	3,120,287

※期末手当支給割合はH30年度において6月1.575月、12月1.775月(合計3.35月)、R元年度において6月1.675月、12月1.675月(合計3.35月)、R2年度(見込)において6月1.7月、12月1.7月(合計3.4月)であり、それぞれ円未満端数切捨後の支給額を合計している。

議員の年間報酬額の推移

(円)	議長	副議長	議員
R2年度 計(見込)	10,426,700	9,605,700	8,784,700
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,806,700	2,585,700	2,364,700
R元年度 計	10,385,425	9,567,675	8,749,925
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,765,425	2,547,675	2,329,925
H30年度 計	10,385,425	9,567,675	8,749,925
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,765,425	2,547,675	2,329,925

※期末手当支給割合はH30、R元年度において6月1.675月、12月1.675月(合計3.35月)、R2年度(見込)において6月1.7月、12月1.7月(合計3.4月)であり、それぞれ円未満端数切捨後の支給額を合計している。

市議会の本会議及び各委員会の開催状況

		H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
本会議の会議日数 (内は会期日数)	3月	8	8	7	8	8
		(39)	(38)	(39)	(38)	(37)
	6月	7	7	7	7	7
		(23)	(27)	(32)	(27)	(27)
	9月	7	7	7	7	7
		(31)	(28)	(23)	(29)	(24)
	12月	7	6	7	7	7
		(24)	(32)	(26)	(24)	(23)
	臨時会	2	1	1	なし	1
		(2)	(1)	(1)		(2)
計		31	29	29	29	30
		(119)	(126)	(111)	(118)	(113)
常任委員会	総務	15	10	12	10	11
	市民環境	10	12	15	10	10
	建設水道	11	11	16	19	12
	文教福祉	11	11	21	21	13
特別委員会	予算	8	8	8	9	8
		16人	16人	14人	16人	15人
	決算	8	10	8	8	8
		12人	13人	12人	13人	12人

消費者物価指数 消費者物価指数は、全国の世帯が購入する各種の商品（財やサービス）の価格の平均的な変動を測定したもの。すなわち、ある時点の世帯の消費構造を基準に、これと同等のものを購入した場合に必要な費用がどのように変動したかを指数値で表している。

H27年＝100	京都市	全国
R2年4月	101.7	101.9
R元年	101.9	101.8
H30年	101.5	101.3
H29年	100.5	100.4

※H28年8月にH27年基準への切替えが実施された。

財政用語解説

○実質収支額

当該年度に属すべき**収入と支出との実質的な差額**である。純剰余又は純損失を意味し、実質収支に示される黒字又は赤字は当該団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントとなる。しかし、実質収支の黒字幅は大きければよいというものではなく、後年度の財政調整にとどめておくことも必要である。**標準財政規模の3%～5%程度(実質収支比率)**が望ましいとも考えられる。

$$\text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源} = \text{実質収支}$$

○標準財政規模

地方公共団体の一般財源（市がどの経費にも自由に充当することのできる財源）の標準規模を示すものである。

$$\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} = \text{標準財政規模}$$

○経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかをみる指標である。

$$\text{経常経費充当一般財源の額} \div \text{経常一般財源の額} \times 100 (\%) = \text{経常収支比率}$$

○人件費比率

人件費は、報酬、給料、職員手当等、通常勤労の対価として支払われる一切の経費をいう。人件費比率は、**経常収支比率の中の人件費の占める比率**である。人件費比率が大きければ大きいだけ財政運営の硬直化の要因となる。

$$\text{人件費充当一般財源の額} \div \text{経常一般財源の額} \times 100 (\%) = \text{人件費比率}$$

○公債費比率

公債費とは、地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金、一時借入金利子。公債費比率が高いほど債務額が大きく財政の硬直化を示している。

$$\text{元利償還金} \div \text{標準財政規模} \times 100 (\%) = \text{公債費比率}$$

○財政力指数

財政の強弱は、標準的な行政を行うために必要な一般財源に対する税収入の割合によって示される。この財政力を測る方法として財政力指数があり、**率が高いほど財政能力がある**。

$$\text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額} \times 100 (\%) = \text{財政力指数}$$

歳入歳出決算額調(普通会計)

(千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度(見込)
1	歳入総額	60,686,492	61,509,337	63,771,423	62,070,855	63,527,046
2	歳出総額	60,283,867	61,141,051	63,310,327	61,599,097	62,771,041
3	形式収支(1-2)	402,625	368,286	461,096	471,758	756,005
4	繰越財源	125,629	130,849	275,930	186,471	240,470
5	実質収支(3-4)	276,996	237,437	185,166	285,287	515,535
6	単年度収支	△ 16,216	△ 39,559	△ 52,271	100,121	230,248
7	積立金	160,833	3,438	2,595	452,646	152,307
8	繰上償還金	0	0	0	8,914	0
9	基金繰入	0	300,000	670,000	0	0
10	実質単年度収支	144,617	△ 336,121	△ 719,676	561,681	382,555
11	標準税収入額	25,546,922	26,006,154	25,355,301	25,474,867	26,382,403
12	普通交付税	6,355,461	6,235,728	6,743,373	6,784,731	7,002,655
13	特別交付税	366,699	362,650	341,158	329,258	351,388
14	標準財政規模	34,855,596	34,554,893	34,679,499	34,917,116	35,633,479
15	財政力指数 単年(3カ年)	0.758 (0.746)	0.765 (0.755)	0.747 (0.757)	0.746 (0.753)	0.746 (0.746)
16	公債費比率 単年(3カ年)	8.1 (7.9)	8.3 (8.0)	7.8 (8.1)	6.5 (7.5)	6.0 (6.8)
17	起債制限 単年(3カ年)	6.2 (5.9)	6.8 (6.2)	6.5 (6.5)	5.5 (6.3)	5.1 (5.7)
18	経常収支比率 (臨財除く)	94.8 (103.2)	98.8 (106.3)	98.9 (106.0)	95.8 (103.4)	96.4 (102.7)

※「14」については臨時財政対策債発行可能額を含む。

歳入歳出決算額調(一般会計)

(千円)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度(見込)
1	歳入総額	60,984,890	61,724,666	63,993,792	62,676,330	63,732,483
2	歳出総額	60,582,265	61,356,380	63,532,696	62,204,572	62,976,478
3	形式収支(1-2)	402,625	368,286	461,096	471,758	756,005
4	繰越財源	125,629	130,849	275,930	186,471	240,470
5	実質収支(3-4)	276,996	237,437	185,166	285,287	515,535
6	単年度収支	△ 15,129	△ 39,559	△ 52,271	100,121	230,248
7	積立金	171,365	15,648	13,372	456,746	156,950
8	繰上償還金	0	0	0	0	0
9	基金繰入	0	300,000	670,000	0	0
10	実質単年度収支	156,236	△ 323,911	△ 708,899	556,867	387,198

歳入歳出決算額調

			H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度(見込)	
1	年度末住基		189,623		188,674		187,901		187,138		185,878	
2	年度末住基前年比		△ 0.6		△ 0.5		△ 0.4		△ 0.4		△ 0.7	
3	世帯数		82,215		82,628		83,204		83,731		84,182	
4	世帯数前年比		0.4		0.5		0.7		0.6		0.5	
5	団体類型		Ⅳ-1		Ⅳ-1		Ⅳ-3		Ⅳ-3		Ⅳ-3	
6	交付税種地		Ⅰ-5		Ⅰ-5		Ⅰ-5		Ⅰ-5		Ⅰ-5	
7	ラスパイレス指数		104.6		103.7		103.6		102.7		102.1	
8	普通会計職員数		1,265		1,266		1,252		1,256		1,259	
9	住基人口/職員数		149.8996047		149.0315956		150.0806709		148.9952229		147.6393963	
10	給料月額		310,841		315,820		331,370		316,508		317,054	
11	給料月額前年比		1.4		1.6		4.9		△ 4.5		0.2	
12	市債現在高		45,000,162		44,514,899		44,230,663		43,955,626		43,453,398	
13	市債現在高/経常一財		136.0		138.0		133.6		130.2		126.5	
14	債務負担現在高		3,361,186		4,483,186		2,406,273		4,262,971		4,083,309	
15	基金現在高		9,444,702		8,884,093		8,330,162		8,819,462		9,011,243	
16	財調基金現在高		2,779,287		2,494,935		1,838,307		2,295,053		2,452,003	
17	一般財源 （左 総額/右 充当率）	人件	27.4	29.2	27.4	29.5	27.1	29.2	27.2	28.5	27.7	28.9
18		扶助	13.8	14.8	14.5	15.6	14.6	16.0	14.7	15.7	15.9	16.5
19		公債	13.2	14.4	14.4	15.7	14.2	15.6	13.4	14.3	13.1	14.0
20		物件	12.2	11.6	12.6	12.4	12.1	12.5	12.6	12.3	12.1	11.9
21		補助	13.4	11.0	13.8	11.0	13.9	10.9	12.8	10.5	12.1	9.9
22		繰出	10.9	11.7	11.5	12.5	11.4	12.4	11.6	12.3	12.4	13.1
23		普建	3.5		2.8		2.1		2.9		2.7	
24		他	4.5	2.1	3.0	2.1	4.5	2.4	4.7	2.2	4.0	2.1
25		義務	53.2	58.8	56.3	60.8	56.0	60.8	55.9	58.5	56.7	59.4
26	一般財源		39,233,384		38,344,780		38,898,493		39,335,205		39,707,247	
27	一般財源/歳入		64.6		62.3		61.0		63.4		62.5	
28	経常一財		33,087,606		32,250,137		33,097,813		33,771,223		34,339,402	
29	経常一財/一財		84.3		84.1		85.1		85.9		86.5	

※住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、住民基本台帳人口については、H26年度より、1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載している。

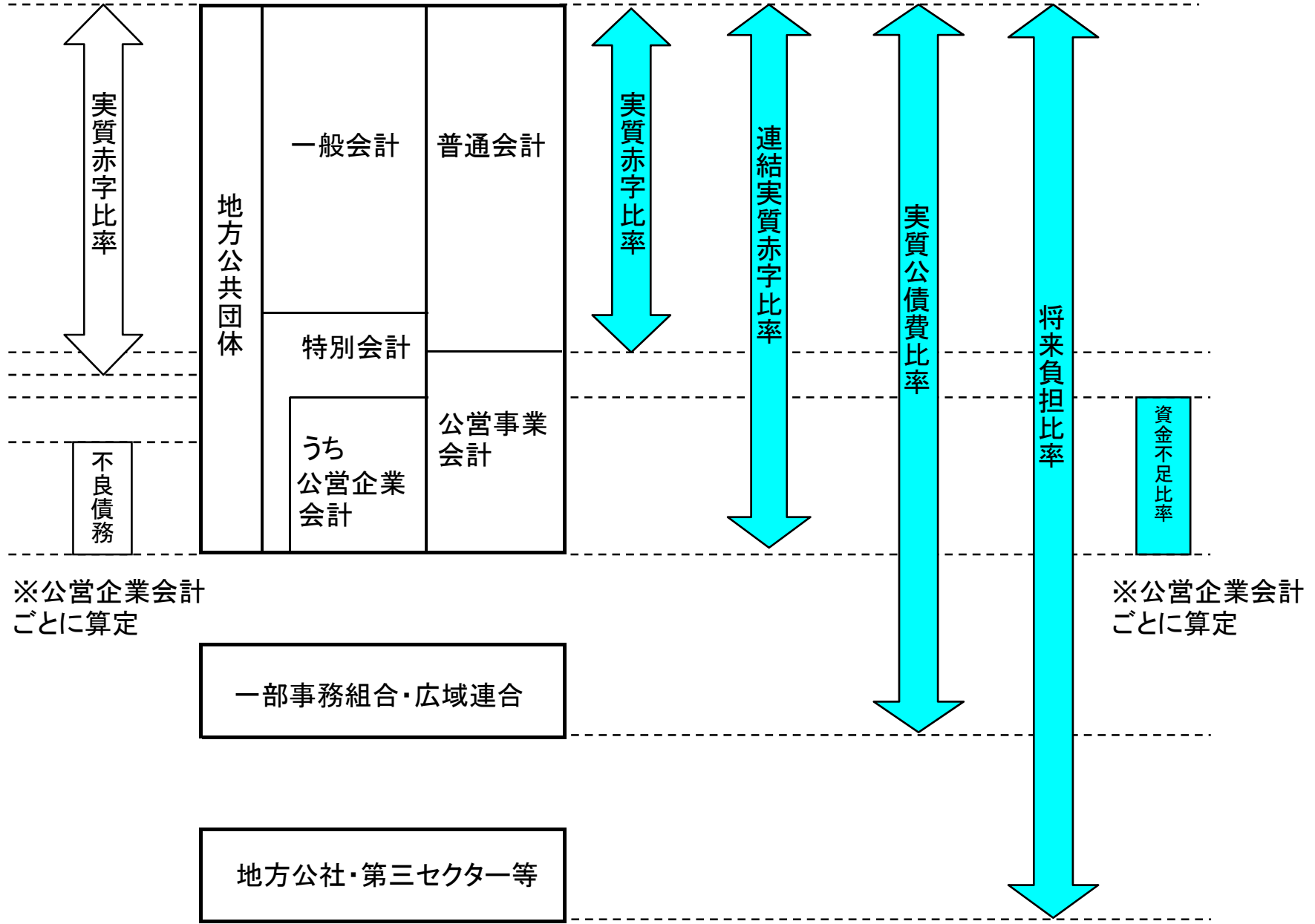
※類似団体とは、人口及び産業構造が、類似している地方自治体を典型的に区分し、同一の類型に入っている団体のことをいう。「5」の団体類型がそれにあたる。

※Ⅳ-3の類型は人口15万人以上で第2次・第3次産業が90%以上、かつ第3次産業が65%以上を占める団体の類型である。

健全化判断比率等の対象について

(現行制度)

(地方公共団体財政健全化法)



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該を超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ & \quad (3\text{か年平均}) \end{aligned}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

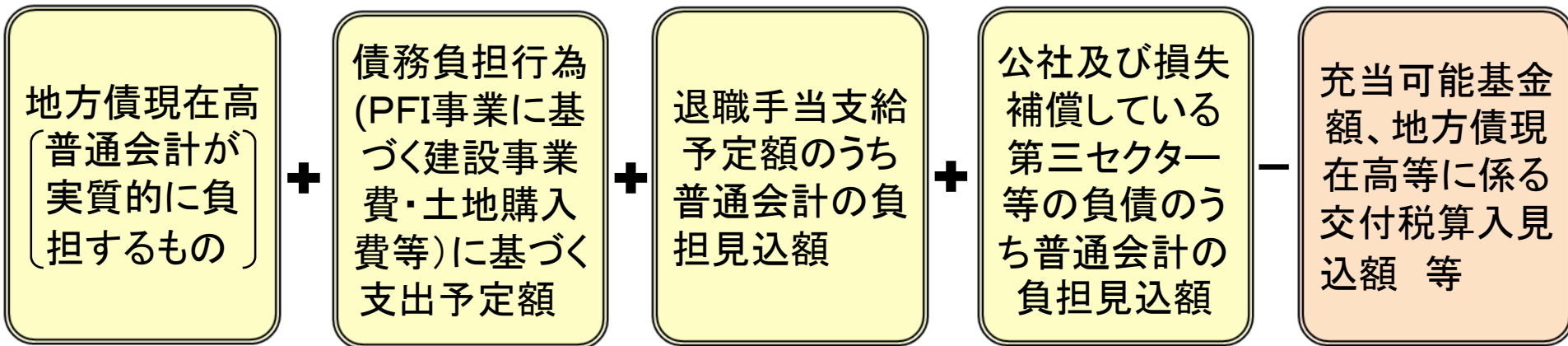
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業)＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業)＝(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)－解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業)＝営業収益の額－受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業)＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

将来負担比率の概要について



標準財政規模 — 元利償還金等に係る
交付税算入額

類似団体の各市の財政状況（H30年度普通会計決算）その1

	都道府県	市	住基人口 H31.1.1(人)	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	実質収支 額(千円)	歳出に占め る人件費 (%)	議会費の状況	
								決算(千円)	歳出総額に 対する割合
1	京都府	宇治市	187,138	62,070,855	61,599,097	285,287	28.5	443,425	0.7
2	北海道	釧路市	170,364	93,238,783	92,573,318	647,808	22.2	410,293	0.4
3		苫小牧市	171,811	80,004,457	78,247,987	1,672,277	20.4	392,570	0.5
4	埼玉県	狭山市	151,661	45,511,910	43,767,717	1,707,479	23.2	309,352	0.7
5		上尾市	228,519	61,918,506	60,027,916	1,817,232	26.2	414,620	0.7
6		新座市	165,336	55,265,319	52,646,277	2,196,509	20.8	307,599	0.6
7		久喜市	153,709	48,217,191	46,639,340	1,415,486	21.5	348,716	0.7
8	千葉県	市川市	487,536	144,856,139	138,593,849	4,613,089	28.7	793,086	0.6
9		松戸市	496,571	151,685,156	145,800,104	5,605,056	26.3	820,870	0.6
10		野田市	154,727	50,211,722	48,663,396	1,336,859	25.5	370,974	0.8
11		佐倉市	175,833	48,473,768	46,722,897	1,357,274	26.2	406,001	0.9
12		習志野市	173,205	61,215,026	58,800,856	2,168,312	29.9	462,222	0.8
13		流山市	190,534	58,311,200	56,156,066	1,480,220	24.6	382,676	0.7
14		八千代市	198,858	57,078,154	54,845,337	1,497,418	29.2	369,574	0.7
15		浦安市	169,443	95,327,929	93,505,755	638,519	22.4	354,808	0.4
16	東京都	立川市	183,822	78,902,639	74,153,681	3,741,659	21.5	449,830	0.6
17		府中市	260,011	102,394,160	98,894,609	3,497,272	17.1	526,352	0.5
18		町田市	428,685	153,406,933	150,901,331	2,398,845	25.1	666,530	0.4
19		小平市	193,596	66,309,724	64,314,417	1,987,277	22.2	449,535	0.7
20		日野市	185,393	70,562,284	68,772,773	1,612,955	26.5	389,439	0.6
21		東村山市	150,789	56,003,282	53,754,570	1,837,201	23.3	345,574	0.6
22		西東京市	202,817	75,743,341	74,451,164	1,272,643	23.6	443,317	0.6
23	神奈川県	鎌倉市	176,369	60,676,625	58,737,162	1,662,654	33.0	425,158	0.7
24		藤沢市	433,526	151,013,636	144,900,479	5,672,217	28.3	634,716	0.4
25		秦野市	161,628	49,360,269	47,425,869	1,794,745	28.6	340,215	0.7
26	三重県	津市	279,802	109,213,599	108,420,401	170,633	26.7	569,233	0.5
27	大阪府	和泉市	186,060	63,309,668	62,964,647	90,076	24.4	397,965	0.6
28	兵庫県	伊丹市	203,261	71,110,653	69,962,067	805,473	25.5	489,372	0.7
29		川西市	158,003	56,773,751	56,367,776	281,725	26.5	421,927	0.7
30	山口県	宇部市	165,409	65,063,195	63,458,593	1,135,319	21.8	377,452	0.6
31		山口市	192,246	80,589,837	79,388,851	744,886	26.6	425,449	0.5
32	徳島県	徳島市	254,416	97,214,845	96,466,589	412,615	29.9	497,427	0.5
平均			221,596	78,782,330	76,622,653	1,798,657	25.2	451,134	0.6

※R元年度決算は各市の議会の議決前の為、H30年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（H30年度普通会計決算）その2

	都道府県	市	標準財政規模(千円)	経常収支比率(%)	財政力指数	財政健全化判断比率			
						実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
1	京都府	宇治市	34,917,116	95.8	0.76	-	-	1.6	-
2	北海道	釧路市	48,210,223	98.0	0.45	-	-	11.0	93.7
3		苫小牧市	39,506,846	88.9	0.78	-	-	6.9	65.1
4	埼玉県	狭山市	27,518,214	91.4	0.91	-	-	4.0	3.1
5		上尾市	38,062,407	97.3	0.91	-	-	4.5	14.4
6		新座市	29,425,859	95.3	0.91	-	-	5.8	51.8
7		久喜市	30,675,698	93.0	0.87	-	-	6.5	16.6
8	千葉県	市川市	86,475,319	89.7	1.07	-	-	1.3	-
9		松戸市	86,669,950	93.0	0.90	-	-	1.0	2.4
10		野田市	30,197,039	94.1	0.86	-	-	5.9	26.9
11		佐倉市	30,082,420	94.1	0.92	-	-	1.9	-
12		習志野市	32,549,113	96.3	0.94	-	-	4.8	36.7
13		流山市	31,711,374	89.5	0.94	-	-	2.5	27.1
14		八千代市	33,205,939	97.1	0.95	-	-	6.4	18.6
15		浦安市	44,858,853	86.4	1.52	-	-	7.4	15.9
16	東京都	立川市	40,716,024	91.1	1.18	-	-	2.8	-
17		府中市	54,787,416	83.9	1.22	-	-	3.0	-
18		町田市	79,400,416	91.3	0.98	-	-	△ 0.3	-
19		小平市	35,242,174	92.7	0.97	-	-	1.2	-
20		日野市	34,388,561	97.7	0.97	-	-	△ 2.3	1.0
21		東村山市	29,046,211	93.1	0.82	-	-	3.4	0.3
22		西東京市	38,995,248	95.3	0.91	-	-	0.8	25.2
23	神奈川県	鎌倉市	36,038,682	99.7	1.08	-	-	0.6	-
24		藤沢市	83,685,066	90.5	1.05	-	-	1.6	42.4
25		秦野市	29,536,377	95.0	0.90	-	-	2.2	26.7
26	三重県	津市	67,583,347	97.0	0.72	-	-	4.7	44.3
27	大阪府	和泉市	34,455,437	96.8	0.75	-	-	6.3	-
28	兵庫県	伊丹市	40,965,473	94.3	0.83	-	-	6.6	-
29		川西市	30,641,389	96.9	0.73	-	-	10.7	117.5
30	山口県	宇部市	36,322,778	93.8	0.73	-	-	5.1	21.3
31		山口市	45,989,172	93.3	0.64	-	-	4.7	23.5
32	徳島県	徳島市	54,013,006	96.1	0.82	-	-	6.5	72.9
平均			43,621,036	93.7	0.91	-	-	4.0	34.0

※R元年度決算は各市の議会の議決前の為、H30年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（H30年度普通会計決算）その3

	都道府県	市	歳入総額 (千円)	地方税		個人市民税 (千円)	法人市民税 (千円)	固定資産税 (千円)	都市計画税 (千円)
				地方税 (千円)	歳入に占める割合(%)				
1	京都府	宇治市	62,070,855	24,109,647	38.8	9,942,336	1,797,129	9,502,706	1,665,812
2	北海道	釧路市	93,238,783	20,692,423	22.2	7,479,638	1,683,837	8,062,856	1,332,522
3		苫小牧市	80,004,457	27,558,333	34.4	8,044,387	2,290,718	13,227,588	1,909,641
4	埼玉県	狭山市	45,511,910	21,955,078	48.2	8,789,204	1,660,397	9,311,888	997,862
5		上尾市	61,918,506	30,961,850	50.0	13,757,977	1,767,989	11,695,988	2,238,704
6		新座市	55,265,319	24,332,194	44.0	10,466,100	1,372,181	9,963,288	1,396,342
7		久喜市	48,217,191	22,970,432	47.6	8,790,288	1,795,897	10,136,995	972,131
8	千葉県	市川市	144,856,139	84,062,055	58.0	39,239,992	3,969,149	29,595,036	6,673,415
9		松戸市	151,685,156	69,069,424	45.5	32,811,418	3,642,042	24,252,234	4,156,103
10		野田市	50,211,722	23,286,923	46.4	8,291,048	1,897,226	10,621,897	1,060,688
11		佐倉市	48,473,768	24,749,195	51.1	11,272,313	1,401,970	9,347,562	1,635,806
12		習志野市	61,215,026	28,669,962	46.8	12,735,012	2,283,956	10,409,649	2,210,405
13		流山市	58,311,200	27,679,604	47.5	13,344,612	1,106,193	10,020,316	2,226,315
14		八千代市	57,078,154	29,236,550	51.2	12,857,446	1,944,528	10,830,837	2,252,704
15		浦安市	95,327,929	41,602,866	43.6	16,835,806	4,950,179	18,774,056	-
16	東京都	立川市	78,902,639	40,307,881	51.1	13,245,014	4,942,467	17,646,039	3,046,389
17		府中市	102,394,160	52,827,215	51.6	20,210,673	5,834,522	21,950,990	3,315,355
18		町田市	153,406,933	68,407,085	44.6	30,900,465	3,562,498	25,723,631	4,797,217
19		小平市	66,309,724	31,652,178	47.7	13,968,979	2,496,436	11,927,877	2,327,191
20		日野市	70,562,284	30,880,647	43.8	13,279,473	2,216,327	11,879,629	2,508,900
21		東村山市	56,003,282	20,965,800	37.4	9,473,791	925,144	7,999,659	1,762,408
22		西東京市	75,743,341	32,106,197	42.4	15,131,604	1,466,218	11,972,539	2,476,221
23	神奈川県	鎌倉市	60,676,625	36,035,265	59.4	16,274,325	1,771,568	13,665,809	3,402,637
24		藤沢市	151,013,636	82,605,623	54.7	33,363,815	6,023,624	32,022,054	5,950,098
25		秦野市	49,360,269	23,165,090	46.9	9,253,218	1,358,228	9,653,865	1,629,313
26	三重県	津市	109,213,599	41,651,662	38.1	16,058,305	3,693,448	17,269,730	2,164,954
27	大阪府	和泉市	63,309,668	23,680,435	37.4	9,611,049	1,537,316	9,255,543	1,877,908
28	兵庫県	伊丹市	71,110,653	30,797,137	43.3	11,434,937	2,020,341	13,135,064	2,797,151
29		川西市	56,773,751	19,511,169	34.4	8,992,834	869,734	7,192,391	1,619,333
30	山口県	宇部市	65,063,195	24,518,719	37.7	8,496,148	2,255,148	10,685,167	1,595,249
31		山口市	80,589,837	26,822,068	33.3	9,965,075	2,717,851	10,889,061	1,473,038
32	徳島県	徳島市	97,214,845	41,186,718	42.4	14,056,270	4,710,710	17,297,037	2,700,489
平均			78,782,330	35,251,795	44.4	14,636,674	2,561,405	13,934,968	2,457,171

※R元年度決算は各市の議会の議決前の為、H30年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（H30年度普通会計決算）その4

	都道府県	市	個人市民税			法人市民税		固定資産税		都市計画税	
			地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	市民一人あたり(千円)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)
1	京都府	宇治市	41.2	16.0	53.1	7.5	2.9	39.4	15.3	6.9	2.7
2	北海道	釧路市	36.1	8.0	43.9	8.1	1.8	39.0	8.6	6.4	1.4
3		苫小牧市	29.2	10.1	46.8	8.3	2.9	48.0	16.5	6.9	2.4
4	埼玉県	狭山市	40.0	19.3	58.0	7.6	3.6	42.4	20.5	4.5	2.2
5		上尾市	44.4	22.2	60.2	5.7	2.9	37.8	18.9	7.2	3.6
6		新座市	43.0	18.9	63.3	5.6	2.5	40.9	18.0	5.7	2.5
7		久喜市	38.3	18.2	57.2	7.8	3.7	44.1	21.0	4.2	2.0
8	千葉県	市川市	46.7	27.1	80.5	4.7	2.7	35.2	20.4	7.9	4.6
9		松戸市	47.5	21.6	66.1	5.3	2.4	35.1	16.0	6.0	2.7
10		野田市	35.6	16.5	53.6	8.1	3.8	45.6	21.2	4.6	2.1
11		佐倉市	45.5	23.3	64.1	5.7	2.9	37.8	19.3	6.6	3.4
12		習志野市	44.4	20.8	73.5	8.0	3.7	36.3	17.0	7.7	3.6
13		流山市	48.2	22.9	70.0	4.0	1.9	36.2	17.2	8.0	3.8
14		八千代市	44.0	22.5	64.7	6.7	3.4	37.0	19.0	7.7	3.9
15		浦安市	40.5	17.7	99.4	11.9	5.2	45.1	19.7	-	-
16	東京都	立川市	32.9	16.8	72.1	12.3	6.3	43.8	22.4	7.6	3.9
17		府中市	38.3	19.7	77.7	11.0	5.7	41.6	21.4	6.3	3.2
18		町田市	45.2	20.1	72.1	5.2	2.3	37.6	16.8	7.0	3.1
19		小平市	44.1	21.1	72.2	7.9	3.8	37.7	18.0	7.4	3.5
20		日野市	43.0	18.8	71.6	7.2	3.1	38.5	16.8	8.1	3.6
21		東村山市	45.2	16.9	62.8	4.4	1.7	38.2	14.3	8.4	3.1
22		西東京市	47.1	20.0	74.6	4.6	1.9	37.3	15.8	7.7	3.3
23	神奈川県	鎌倉市	45.2	26.8	92.3	4.9	2.9	37.9	22.5	9.4	5.6
24		藤沢市	40.4	22.1	77.0	7.3	4.0	38.8	21.2	7.2	3.9
25		秦野市	39.9	18.7	57.3	5.9	2.8	41.7	19.6	7.0	3.3
26	三重県	津市	38.6	14.7	57.4	8.9	3.4	41.5	15.8	5.2	2.0
27	大阪府	和泉市	40.6	15.2	51.7	6.5	2.4	39.1	14.6	7.9	3.0
28	兵庫県	伊丹市	37.1	16.1	56.3	6.6	2.8	42.7	18.5	9.1	3.9
29		川西市	46.1	15.8	56.9	4.5	1.5	36.9	12.7	8.3	2.9
30	山口県	宇部市	34.7	13.1	51.4	9.2	3.5	43.6	16.4	6.5	2.5
31		山口市	37.2	12.4	51.8	10.1	3.4	40.6	13.5	5.5	1.8
32	徳島県	徳島市	34.1	14.5	55.2	11.4	4.8	42.0	17.8	6.6	2.8
平均			41.1	18.4	64.5	7.3	3.2	40.0	17.7	7.0	3.1

※R元年度決算は各市の議会の議決前の為、H30年度決算額を記載している。

府内の各市の財政状況（H30年度普通会計決算）その1

	市	住基人口 H31.1.1(人)	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	実質収支 額(千円)	歳出に占 める人件 費(%)	議会費の状況		標準財政 規模(千円)	経常収 支比率 (%)	財政力 指数	財政健全化比率			
							議会費の 決算(千円)	歳出総額 に対する 割合(%)				実質赤 字比率 (%)	連結実 質赤字 比率(%)	実質公 債費比 率(%)	将来負 担比率 (%)
1	宇治市	187,138	62,070,855	61,599,097	285,287	28.5	443,425	0.7	34,917,116	95.8	0.76	-	-	1.6	-
2	京都市	1,412,570	769,548,180	765,910,124	346,480	35.5	2,068,478	0.3	401,859,108	97.7	0.80	-	-	11.4	191.2
3	福知山市	78,379	42,396,080	41,574,814	534,152	24.6	293,174	0.7	23,658,374	96.5	0.54	-	-	11.2	64.7
4	舞鶴市	82,827	35,322,815	35,146,736	37,573	29.9	338,152	1.0	19,272,601	96.5	0.70	-	-	11.2	107.2
5	綾部市	33,721	16,806,654	16,772,869	19,032	30.5	173,996	1.0	9,567,850	91.7	0.51	-	-	9.8	109.2
6	宮津市	18,030	13,251,655	13,171,883	25,828	29.5	142,442	1.1	6,062,310	102.5	0.43	-	-	20.9	221.1
7	亀岡市	89,093	33,470,588	32,823,164	558,628	23.7	288,434	0.9	18,773,029	96.4	0.59	-	-	13.4	126.7
8	城陽市	76,409	34,020,334	33,806,552	65,506	23.3	239,347	0.7	15,371,311	93.1	0.64	-	-	8.8	97.3
9	向日市	57,563	19,875,355	19,102,678	608,414	26.5	231,778	1.2	11,452,881	97.0	0.73	-	-	3.0	-
10	長岡京市	81,262	29,238,116	28,185,411	771,413	25.6	306,420	1.1	16,686,662	95.1	0.84	-	-	0.4	9.8
11	八幡市	71,366	26,183,216	25,568,977	472,671	31.7	266,411	1.0	14,705,193	95.0	0.69	-	-	1.3	0.2
12	京田辺市	69,804	24,064,223	23,415,912	508,627	33.4	214,567	0.9	14,739,896	94.1	0.79	-	-	3.0	-
13	京丹後市	55,109	35,391,660	34,242,437	754,283	23.1	230,931	0.7	20,081,573	95.5	0.30	-	-	11.4	127.1
14	南丹市	31,981	23,158,392	22,196,172	587,509	21.9	223,879	1.0	13,992,224	95.5	0.32	-	-	13.6	92.2
15	木津川市	77,188	28,986,575	28,522,748	312,537	20.6	212,743	0.7	17,117,064	93.6	0.65	-	-	9.6	35.1
平均		161,496	79,585,647	78,802,638	392,529	27.2	378,278	0.9	42,550,479	95.7	0.62	-	-	8.7	98.5
京都市除く平均		72,134	30,302,608	29,723,532	395,819	26.6	257,550	0.9	16,885,577	95.6	0.61	-	-	8.5	90.1

府内の各市の財政状況（H30年度普通会計決算）その2

	市	地方税 (千円)	歳入に 占める 割合 (%)	個人市民税				法人市民税			固定資産税			都市計画税		
				(千円)	地方税 に占める 割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	市民一 人あたり (千円)	(千円)	地方税 に占める 割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	(千円)	地方税 に占める 割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	(千円)	地方税 に占める 割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)
1	宇治市	24,109,647	38.8	9,942,336	41.2	16.0	53.1	1,797,129	7.5	2.9	9,502,706	39.4	15.3	1,665,812	6.9	2.7
2	京都市	291,702,131	37.9	110,663,089	37.9	14.4	78.3	32,881,820	11.3	4.3	104,938,187	36.0	13.6	23,326,141	8.0	3.0
3	福知山市	11,677,436	27.5	3,618,400	31.0	8.5	46.2	1,387,077	11.9	3.3	5,603,676	48.0	13.2	248,716	2.1	0.6
4	舞鶴市	11,817,247	33.5	3,947,515	33.4	11.2	47.7	546,213	4.6	1.5	6,470,743	54.8	18.3	—	—	—
5	綾部市	4,652,319	27.7	1,336,979	28.7	8.0	39.6	492,855	10.6	2.9	2,405,717	51.7	14.3	76,261	1.6	0.5
6	宮津市	2,505,699	18.9	701,734	28.0	5.3	38.9	166,003	6.6	1.3	1,369,302	54.6	10.3	71,618	2.9	0.5
7	亀岡市	10,244,995	30.6	4,138,599	40.4	12.4	46.5	624,139	6.1	1.9	4,456,284	43.5	13.3	214,423	2.1	0.6
8	城陽市	9,416,964	27.7	3,582,304	38.0	10.5	46.9	512,673	5.4	1.5	3,541,424	37.6	10.4	617,011	6.6	1.8
9	向日市	7,842,771	39.5	3,281,878	41.8	16.5	57.0	354,927	4.5	1.8	3,248,325	41.4	16.3	611,039	7.8	3.1
10	長岡京市	12,401,960	42.4	5,093,125	41.1	17.4	62.7	806,569	6.5	2.8	5,071,477	40.9	17.3	968,441	7.8	3.3
11	八幡市	10,074,119	38.5	3,570,773	35.4	13.6	50.0	727,397	7.2	2.8	3,769,264	37.4	14.4	809,638	8.0	3.1
12	京田辺市	10,826,781	45.0	4,014,101	37.1	16.7	57.5	731,667	6.8	3.0	4,777,377	44.1	19.9	876,050	8.1	3.6
13	京丹後市	5,151,422	14.6	1,926,589	37.4	5.4	35.0	291,415	5.7	0.8	2,377,871	46.2	6.7	—	—	—
14	南丹市	4,164,975	18.0	1,210,538	29.1	5.2	37.9	261,916	6.3	1.1	2,319,285	55.7	10.0	103,639	2.5	0.4
15	木津川市	9,830,450	33.9	4,120,810	41.9	14.2	53.4	486,282	4.9	1.7	4,349,178	44.2	15.0	419,561	4.3	1.4
平均		28,427,928	31.6	10,743,251	36.2	11.7	50.0	2,804,539	7.1	2.2	10,946,721	45.0	13.9	2,308,335	5.3	1.9
京都市除く平均		9,622,628	31.2	3,606,120	36.0	11.5	48.0	656,162	6.8	2.1	4,233,045	45.7	13.9	556,851	5.1	1.8

類似団体の各市の状況（特別職の給料月額）

	都道府県	市	人口 (人) R2.4.1現在	職員数 (人) (R2.4)	ラスパ イレス 指数 (R1)	給料月額(円)						
						本則の給料月額			減額措置後の給料月額			
						市長	副市長	教育長		市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	185,472	1,424	102.1	1,075,000	895,000	785,000	有	967,500	823,400	730,050
2	北海道	釧路市	166,573	2,515	99.7	1,035,000	835,000	725,000	有	955,000	790,000	700,000
3		苫小牧市	170,555	1,929	98.7	980,000	800,000	680,000	－	－	－	－
4	埼玉県	狭山市	150,394	878	101.0	970,000	815,000	750,000	－	－	－	－
5		上尾市	229,037	1,426	101.8	900,000	750,000	695,000	－	－	－	－
6		新座市	165,987	876	100.0	918,000	767,000	702,000	－	－	－	－
7		久喜市	152,863	935	97.1	957,000	805,000	737,000	－	－	－	－
8	千葉県	市川市	491,821	3,135	102.1	1,016,000	837,000	744,000	－	－	－	－
9		松戸市	493,298	4,273	100.9	1,050,000	860,000	760,000	－	－	－	－
10		野田市	154,330	1,054	99.4	972,000	831,000	750,000	－	－	－	－
11		佐倉市	174,695	1,024	101.2	940,000	800,000	720,000	－	－	－	－
12		習志野市	174,278	1,436	101.6	950,000	810,000	730,000	－	－	－	－
13		流山市	197,041	1,102	101.7	926,500	800,000	741,300	－	－	－	－
14		八千代市	200,275	1,307	101.8	946,000	804,000	737,000	－	－	－	－
15		浦安市	170,978	1,396	101.5	1,000,000	830,000	750,000	－	－	－	－
16	東京都	立川市	184,195	1,077	99.5	1,041,000	901,000	799,000	－	－	－	－
17		府中市	260,382	1,322	99.9	1,080,000	930,000	830,000	－	－	－	－
18		町田市	428,851	2,965	100.2	1,060,000	900,000	820,000	－	－	－	－
19		小平市	194,941	954	99.5	1,050,000	900,000	810,000	－	－	－	－
20		日野市	186,731	1,449	98.4	990,000	845,000	785,000	－	－	－	－
21		東村山市	151,233	786	101.0	943,000	801,000	740,000	－	－	－	－
22		西東京市	205,089	1,009	100.0	990,000	877,000	778,000	－	－	－	－
23	神奈川県	鎌倉市	176,608	1,339	100.0	961,000	814,000	716,000	－	－	－	－
24		藤沢市	436,466	3,780	101.4	1,064,000	893,000	766,000	－	－	－	－
25		秦野市	164,498	1,091	101.4	938,000	768,000	684,000	－	－	－	－
26	三重県	津市	276,855	2,601	99.5	1,130,000	870,000	740,000	－	－	－	－
27	大阪府	和泉市	185,059	1,122	98.0	990,000	850,000	760,000	－	－	－	－
28	兵庫県	伊丹市	203,259	2,154	99.9	1,036,000	857,000	725,000	有	953,120	822,720	－
29		川西市	153,168	1,109	98.1	982,000	796,000	695,000	有	834,700	716,400	660,250
30	山口県	宇部市	163,544	1,242	99.7	940,000	755,000	684,000	有	792,000	675,750	612,000
31		山口市	190,368	1,718	99.8	990,000	810,000	712,000	－	－	－	－
32	徳島県	徳島市	252,304	2,756	99.2	1,118,000	896,000	740,000	－	－	－	－
平均			221,598	1,662	100.2	998,078	834,438	743,447	－	900,464	765,654	675,575

類似団体の各市の状況（特別職の期末手当・年収）

	都道府県	市	期末手当		地域 手当 (%)	年収(円)		
			支給月数	加算率(%)		市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	3.40	30	0.0	16,361,500	13,836,700	12,230,300
2	北海道	釧路市	3.40	45	0.0	16,562,550	13,596,550	11,974,250
3		苫小牧市	4.50	15	0.0	16,831,500	13,740,000	11,679,000
4	埼玉県	狭山市	4.25	20	0.0	16,587,001	13,936,500	12,825,000
5		上尾市	4.50	20	3.0	16,129,800	13,441,500	12,455,790
6		新座市	3.40	20	10.0	16,237,584	13,566,696	12,416,976
7		久喜市	4.50	20	0.0	16,651,800	14,007,000	12,823,800
8	千葉県	市川市	4.50	20	12.0	19,799,808	16,311,456	14,499,072
9		松戸市	4.50	15	10.0	19,837,124	16,247,550	14,358,300
10		野田市	4.30	20	6.0	17,680,290	15,115,556	13,642,200
11		佐倉市	4.45	20	9.2	17,799,162	15,148,224	13,633,400
12		習志野市	4.50	20	0.0	16,530,000	14,094,000	12,702,000
13		流山市	4.45	20	7.3	17,238,286	14,884,656	13,792,487
14		八千代市	4.10	15	8.0	17,077,380	14,513,968	13,304,470
15		浦安市	4.50	20	12.0	19,488,000	16,175,040	14,616,000
16	東京都	立川市	4.45	20	0.0	18,050,940	15,623,340	13,854,660
17		府中市	4.45	20	0.0	18,989,345	16,351,936	14,593,664
18		町田市	4.65	20	0.0	18,634,800	15,822,000	14,415,600
19		小平市	3.85	20	0.0	17,451,000	14,958,000	13,462,200
20		日野市	3.95	20	0.0	16,572,600	14,145,300	13,140,900
21		東村山市	3.95	20	0.0	15,785,820	13,408,740	12,387,600
22		西東京市	4.20	20	0.0	16,869,600	14,944,080	13,257,120
23	神奈川県	鎌倉市	3.65	20	10.0	17,315,298	14,666,652	12,900,888
24		藤沢市	3.20	40	12.0	19,543,552	16,402,624	14,069,888
25		秦野市	4.30	20	6.0	17,061,844	13,969,612	12,441,686
26	三重県	津市	4.50	20	0.0	19,662,000	15,138,000	12,876,000
27	大阪府	和泉市	4.50	20	0.1	17,553,888	15,071,520	13,475,712
28	兵庫県	伊丹市	3.40	20	10.0	17,668,938	15,251,582	13,440,050
29		川西市	4.45	0	10.0	15,103,896	12,963,258	11,947,222
30	山口県	宇部市	4.50	20	0.0	14,580,000	12,186,000	11,037,600
31		山口市	3.40	50	0.0	16,929,000	13,851,000	12,175,200
32	徳島県	徳島市	3.30	20	0.0	17,843,280	10,752,000	11,810,400
平均			4.12	22	3.9	17,388,362	14,503,783	13,069,982

類似団体の各市の状況（特別職の退職手当）

	都道府県	市	退職手当（教育長は任期3年。市長、副市長は任期4年。）							
			算定基礎 給料	算定式	支給率			支給額(円)		
					市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	本則	年	390/100	280/100	225/100	16,770,000	10,024,000	5,298,750
2	北海道	釧路市	本則	年	467.7/100	374/100	273/100	19,362,780	12,491,600	5,937,750
3		苫小牧市	本則	年	480/100	400/100	280/100	18,816,000	12,800,000	5,712,000
4	埼玉県	狭山市	本則	月	483/100	289.8/100	276/100	18,740,400	9,447,480	8,280,000
5		上尾市	本則	月	483/100	289.8/100	276/100	17,388,000	8,694,000	5,754,600
6		新座市	本則	月	483/100	289.8/100	276/100	17,735,760	8,891,064	5,812,560
7		久喜市	本則	月	483/100	289.8/100	276/100	18,489,240	9,331,560	6,102,360
8	千葉県	市川市	本則	月	540/100	348/100	228/100	21,945,600	11,651,040	5,088,960
9		松戸市	本則	月	564/100	312/100	228/100	23,688,000	10,732,800	5,198,400
10		野田市	本則	月	540/100	300/100	240/100	20,995,200	9,972,000	5,400,000
11		佐倉市	本則	月	420/100	300/100	240/100	15,792,000	9,600,000	5,184,000
12		習志野市	本則	月	540/100	300/100	240/100	20,520,000	9,720,000	7,008,000
13		流山市	本則	月	420/100	300/100	240/100	15,565,200	9,600,000	5,337,360
14		八千代市	本則	月	420/100	300/100	240/100	15,892,800	9,648,000	7,075,200
15		浦安市	本則	月	420/100	300/100	240/100	16,800,000	9,960,000	7,200,000
16	東京都	立川市	本則	年	350/100	300/100	200/100	14,574,000	10,812,000	4,794,000
17		府中市	本則	年	350/100	300/100	200/100	15,120,000	11,160,000	6,640,000
18		町田市	本則	年	341/100	287/100	200/100	14,458,400	10,332,000	4,920,000
19		小平市	本則	年	400/100	300/100	250/100	16,800,000	10,800,000	8,100,000
20		日野市	本則	年	350/100	300/100	250/100	13,860,000	10,140,000	7,850,000
21		東村山市	本則	年	310/100	270/100	180/100	11,693,200	8,650,800	5,328,000
22		西東京市	本則	年	350/100	300/100	250/100	13,860,000	10,524,000	5,835,000
23	神奈川県	鎌倉市	本則	年	400/100	320/100	240/100	15,376,000	10,419,200	5,155,200
24		藤沢市	本則	月	384/100	276/100	216/100	16,343,040	9,858,720	4,963,680
25		秦野市	本則	年	400/100	300/100	200/100	15,008,000	9,216,000	4,104,000
26	三重県	津市	本則	月	660/100	420/100	300/100	29,832,000	14,616,000	6,660,000
27	大阪府	和泉市	本則	月	516/100	336/100	240/100	20,433,600	11,424,000	5,472,000
28	兵庫県	伊丹市	減額後	月	480/100	288/100	216/100	18,299,904	9,477,734	4,698,000
29		川西市	減額後	月	480/100	288/100	216/100	16,026,240	8,252,928	4,278,420
30	山口県	宇部市	本則	月	600/100	480/100	83.7/100	22,560,000	14,496,000	1,717,524
31		山口市	本則	月	648/100	432/100	324/100	25,660,800	13,996,800	6,920,640
32	徳島県	徳島市	本則	月	481/100	384.8/100	192.4/100	25,253,384	16,791,040	6,129,420
平均			-	-	457.3/100	320.5/100	235.5/100	18,239,361	10,735,336	5,748,620

※支給率は年率にそろえている。

類似団体の各市の状況（議員の報酬月額）

	都道府県	市	人口(人) R2.4.1現在	職員数 (人) (R2.4)	議員定数(人)		報酬月額(円)			
					条例定数	実数	議長	副議長	議員	減額 措置
1	京都府	宇治市	185,472	1,424	28	28	635,000	585,000	535,000	－
2	北海道	釧路市	166,573	2,515	28	28	600,000	540,000	490,000	－
3		苫小牧市	170,555	1,929	28	28	520,000	480,000	440,000	－
4	埼玉県	狭山市	150,394	878	22	22	510,000	460,000	440,000	－
5		上尾市	229,037	1,426	30	30	505,000	460,000	435,000	－
6		新座市	165,987	876	26	26	463,000	420,000	400,000	－
7		久喜市	152,863	935	27	27	483,000	433,000	410,000	－
8	千葉県	市川市	491,821	3,135	42	42	724,000	652,000	604,000	－
9		松戸市	493,298	4,273	44	44	720,000	660,000	590,000	－
10		野田市	154,330	1,054	28	27	547,000	492,000	450,000	－
11		佐倉市	174,695	1,024	28	28	520,000	480,000	460,000	－
12		習志野市	174,278	1,436	30	30	540,000	500,000	480,000	－
13		流山市	197,041	1,102	28	28	547,900	488,100	458,250	－
14		八千代市	200,275	1,307	28	28	520,000	480,000	460,000	－
15		浦安市	170,978	1,396	21	21	630,000	560,000	520,000	－
16	東京都	立川市	184,195	1,077	28	28	662,000	599,000	555,000	－
17		府中市	260,382	1,322	30	30	650,000	570,000	550,000	－
18		町田市	428,851	2,965	36	36	640,000	580,000	550,000	－
19		小平市	194,941	954	28	28	650,000	580,000	550,000	－
20		日野市	186,731	1,449	24	24	625,000	560,000	545,000	－
21		東村山市	151,233	786	25	25	558,000	506,000	485,000	－
22		西東京市	205,089	1,009	28	28	627,000	561,000	528,000	－
23	神奈川県	鎌倉市	176,608	1,339	26	24	579,000	520,000	479,000	－
24		藤沢市	436,466	3,780	36	36	690,000	610,000	565,000	－
25		秦野市	164,498	1,091	24	24	556,000	484,000	444,000	－
26	三重県	津市	276,855	2,601	34	34	670,000	610,000	550,000	－
27	大阪府	和泉市	185,059	1,122	24	24	660,000	630,000	600,000	－
28	兵庫県	伊丹市	203,259	2,154	28	28	720,000	646,000	584,000	－
29		川西市	153,168	1,109	26	26	701,000	629,000	570,000	－
30	山口県	宇部市	163,544	1,242	28	28	551,000	498,000	470,000	－
31		山口市	190,368	1,718	34	34	557,000	480,000	449,000	－
32	徳島県	徳島市	252,304	2,756	30	30	714,000	647,000	606,000	－
平均			221,598	1,662	29	29	602,341	543,753	507,883	－

類似団体の各市の状況（議員の期末手当・年収）

	都道府県	市	期末手当		年収(円)		
			支給月数	加算率(%)	議長	副議長	議員
1	京都府	宇治市	3.40	30	10,426,700	9,605,700	8,784,700
2	北海道	釧路市	3.40	45	10,158,000	9,142,200	8,295,699
3		苫小牧市	4.50	15	8,931,000	8,244,000	7,557,000
4	埼玉県	狭山市	4.25	20	8,721,000	7,866,000	7,524,000
5		上尾市	4.50	20	8,787,000	8,004,000	7,569,000
6		新座市	3.40	20	7,445,040	6,753,600	6,432,000
7		久喜市	4.50	20	8,404,200	7,534,200	7,134,000
8	千葉県	市川市	4.50	20	12,597,600	11,344,800	10,509,600
9		松戸市	4.50	15	12,366,000	11,335,500	10,133,249
10		野田市	4.30	20	9,386,520	8,442,720	7,722,000
11		佐倉市	4.45	20	9,016,800	8,323,200	7,976,400
12		習志野市	4.50	20	9,396,000	8,700,000	8,352,000
13		流山市	4.30	20	9,401,964	8,375,796	7,863,571
14		八千代市	4.10	15	8,691,800	8,023,200	7,688,900
15		浦安市	4.50	20	10,962,000	9,744,000	9,048,000
16	東京都	立川市	4.45	20	11,479,080	10,386,660	9,623,700
17		府中市	4.65	20	11,427,000	10,020,600	9,669,000
18		町田市	4.90	20	11,443,200	10,370,400	9,834,000
19		小平市	3.85	20	10,803,000	9,639,600	9,141,000
20		日野市	4.40	20	10,800,000	9,676,800	9,417,600
21		東村山市	4.15	0	9,011,700	8,171,900	7,832,750
22		西東京市	4.20	20	10,684,080	9,559,440	8,997,120
23	神奈川県	鎌倉市	4.50	20	10,074,600	9,048,000	8,334,600
24		藤沢市	3.40	45	11,681,700	10,327,300	9,565,450
25		秦野市	4.30	20	9,540,960	8,305,440	7,619,040
26	三重県	津市	4.10	20	11,336,400	10,321,200	9,306,000
27	大阪府	和泉市	4.50	20	11,484,000	10,962,000	10,440,000
28	兵庫県	伊丹市	3.40	45	12,189,600	10,936,781	9,887,120
29		川西市	4.50	6	11,755,770	10,548,330	9,558,900
30	山口県	宇部市	3.40	20	8,860,080	8,007,840	7,557,600
31		山口市	3.40	20	8,956,560	7,718,400	7,219,920
32	徳島県	徳島市	3.25	20	11,352,600	10,287,300	9,635,400
平均			4.14	21	10,236,624	9,241,466	8,632,166

類似団体の各市の状況（特別職・議員の任期内収入）

任期：教育長3年。その他4年。（万円）

	都道府県	市	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
1	京都府	宇治市	8,221.6	6,537.1	4,199.0	4,170.7	3,842.3	3,513.9
2	北海道	釧路市	8,561.3	6,687.8	4,186.1	4,063.2	3,656.9	3,318.3
3		苫小牧市	8,614.2	6,776.0	4,074.9	3,572.4	3,297.6	3,022.8
4	埼玉県	狭山市	8,508.8	6,519.3	4,675.5	3,488.4	3,146.4	3,009.6
5		上尾市	8,190.7	6,246.0	4,312.2	3,514.8	3,201.6	3,027.6
6		新座市	8,268.6	6,315.8	4,306.3	2,978.0	2,701.4	2,572.8
7		久喜市	8,509.6	6,536.0	4,457.4	3,361.7	3,013.7	2,853.6
8	千葉県	市川市	10,114.5	7,689.7	4,858.6	5,039.0	4,537.9	4,203.8
9		松戸市	10,303.6	7,572.3	4,827.3	4,946.4	4,534.2	4,053.3
10		野田市	9,171.6	7,043.4	4,632.7	3,754.6	3,377.1	3,088.8
11		佐倉市	8,698.9	7,019.3	4,608.4	3,606.7	3,329.3	3,190.6
12		習志野市	8,664.0	6,609.6	4,511.4	3,758.4	3,480.0	3,340.8
13		流山市	8,451.8	6,913.9	4,671.5	3,760.8	3,350.3	3,145.4
14		八千代市	8,420.2	6,770.4	4,698.9	3,476.7	3,209.3	3,075.6
15		浦安市	9,475.2	7,466.0	5,104.8	4,384.8	3,897.6	3,619.2
16	東京都	立川市	8,677.8	7,330.5	4,635.8	4,591.6	4,154.7	3,849.5
17		府中市	9,107.7	7,656.8	5,042.1	4,570.8	4,008.2	3,867.6
18		町田市	8,899.8	7,362.0	4,816.7	4,577.3	4,148.2	3,933.6
19		小平市	8,660.4	7,063.2	4,848.7	4,321.2	3,855.8	3,656.4
20		日野市	8,015.0	6,672.1	4,727.3	4,320.0	3,870.7	3,767.0
21		東村山市	7,483.6	6,228.6	4,249.1	3,604.7	3,268.8	3,133.1
22		西東京市	8,133.8	7,030.0	4,560.6	4,273.6	3,823.8	3,598.8
23	神奈川県	鎌倉市	8,463.7	6,908.6	4,385.8	4,029.8	3,619.2	3,333.8
24		藤沢市	9,451.7	7,546.9	4,717.3	4,672.7	4,130.9	3,826.2
25		秦野市	8,325.5	6,509.4	4,142.9	3,816.4	3,322.2	3,047.6
26	三重県	津市	10,848.0	7,516.8	4,528.8	4,534.6	4,128.5	3,722.4
27	大阪府	和泉市	9,064.9	7,171.0	4,589.9	4,593.6	4,384.8	4,176.0
28	兵庫県	伊丹市	8,897.6	7,048.4	4,501.8	4,875.8	4,374.7	3,954.8
29		川西市	7,644.2	6,010.6	4,012.0	4,702.3	4,219.3	3,823.6
30	山口県	宇部市	8,088.0	6,324.0	3,483.0	3,544.0	3,203.1	3,023.0
31		山口市	9,337.7	6,940.1	4,344.6	3,582.6	3,087.4	2,888.0
32	徳島県	徳島市	9,662.7	5,979.9	4,156.1	4,541.0	4,114.9	3,854.2
平均			8,779.3	6,875.0	4,495.9	4,094.6	3,696.6	3,452.9

府内の各市の状況（特別職の給料月額・期末手当・年収）

	市	人口 (人) R2.4.1現在	職員数 (人) (R2.4)	ラスパ イレ ス指 数 (H31)	給料月額(円)							期末手当		地 域 手 当 (%)	年収(円)		
					本則の給料月額			減額措置後の給料月額				支給 月数	加算 率 (%)		市長	副市長	教育長
					市長	副市長	教育長		市長	副市長	教育長						
1	宇治市	185,472	1,424	102.1	1,075,000	895,000	785,000	有	967,500	823,400	730,050	3.40	30	0.0	16,361,500	13,836,700	12,230,300
2	京都市	1,406,328	19,861	101.8	1,390,000	1,100,000	573,100	有	1,120,000	968,000	—	3.40(4.50)	45(43)	10.0	21,043,856	18,103,184	11,562,292
3	福知山市	77,122	1,429	99.3	935,000	760,000	685,000	有	841,500	722,000	650,750	3.40	15	0.0	13,753,850	11,635,600	10,487,350
4	舞鶴市	80,957	812	100.7	949,000	781,000	688,000	有	920,530	757,570	667,360	3.40	15	0.0	14,756,950	12,144,550	10,698,400
5	綾部市	31,812	395	98.0	880,000	720,000	640,000	—	—	—	—	3.40	15	0.0	14,000,800	11,455,200	10,182,400
6	宮津市	17,592	218	96.9	900,000	730,000	660,000	有	720,000	584,000	528,000	3.40	15	0.0	12,159,000	9,862,300	8,916,600
7	亀岡市	88,182	756	99.1	985,000	787,000	694,000	—	—	—	—	3.40	15	6.0	16,611,630	13,272,440	11,704,032
8	城陽市	75,880	492	100.1	946,000	780,000	701,000	—	—	—	—	3.35	15	3.0	15,446,358	12,735,899	11,445,981
9	向日市	57,288	390	100.5	874,000	722,000	651,000	—	—	—	—	3.40	30	6.0	15,185,400	12,544,460	11,310,864
10	長岡京市	81,086	560	101.1	930,000	770,000	686,000	有	901,600	746,400	665,000	3.40	15	12.0	16,065,791	13,300,251	11,849,768
11	八幡市	70,789	611	98.8	848,700	721,300	654,700	—	—	—	—	3.40	15	6.0	14,312,986	12,164,436	11,041,254
12	京田辺市	70,217	672	99.5	875,000	730,000	680,000	—	—	—	—	4.00	15	10.0	15,977,499	13,329,799	12,416,800
13	京丹後市	54,007	1,031	94.5	863,000	697,000	628,000	有	819,850	662,150	596,600	3.35	15	0.0	12,996,672	10,496,733	9,457,602
14	南丹市	31,303	373	97.0	736,000	647,800	579,200	—	—	—	—	2.89(3.14 5,3.06)	15	0.0	11,278,096	10,116,530	8,988,604
15	木津川市	78,413	500	96.1	880,000	730,000	660,000	有	792,000	657,000	594,000	3.40	35	6.0	13,895,323	11,526,802	10,421,492
平均		160,430	1,968	99.0	937,780	771,407	664,333	—	885,373	740,065	633,109	3.40	20	4	14,923,047	12,434,992	10,847,583
京都市除く平均		71,437	690	98.8	905,479	747,936	670,850	—	851,854	707,503	633,109	3.40	19	4	14,485,847	12,030,121	10,796,532

府内の各市の状況（特別職の退職手当）

	市	退職手当（教育長は任期3年。市長、副市長は任期4年。）							
		算定基礎 給料	算定式	支給率			支給額（円）		
				市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長
1	宇治市	本則	年	390/100	280/100	225/100	16,770,000	10,024,000	5,298,750
2	京都市	本則	月	612/100	472.8/100	369.6/100	34,027,200	20,803,200	6,354,532
3	福知山市	退職月の 給与月額 による	年	408/100	264/100	216/100	13,733,280	7,624,320	4,216,860
4	舞鶴市	本則	年	550/100	367/100	303/100	20,878,000	11,465,080	6,253,920
5	綾部市	本則	年	530/100	315/100	270/100	18,656,000	9,072,000	5,184,000
6	宮津市	減額後	年	530/100	315/100	270/100	15,264,000	7,358,400	4,276,800
7	亀岡市	本則	月	495/100	292.5/100	252/100	19,503,000	9,207,900	5,246,640
8	城陽市	本則	年	514/100	306/100	262/100	19,449,760	9,547,200	5,509,860
9	向日市	本則	年	530/100	315/100	270/100	18,528,800	9,097,200	5,273,100
10	長岡京市	減額後	年	600/100	350/100	300/100	21,638,400	10,449,600	5,985,000
11	八幡市	本則	年	550/100	325/100	280/100	18,671,400	9,376,900	5,499,480
12	京田辺市	本則	年	530/100	315/100	270/100	18,550,000	9,198,000	5,508,000
13	京丹後市	本則	月	530/100	315/100	270/100	18,295,600	8,782,200	5,086,800
14	南丹市	本則	年	530/100	315/100	270/100	15,603,200	8,162,280	4,691,520
15	木津川市	減額後	年	530/100	530/100	270/100	18,656,000	9,198,000	5,346,000
平均		－	－	522/100	324/100	273/100	19,214,976	9,957,752	5,315,417
京都市除く平均		－	－	516/100	314/100	266/100	18,156,960	9,183,077	5,241,195

※支給率は年率にそろえている。

府内の各市の状況（議員の報酬月額・期末手当・年収）

	市	人口(人) R2.4.1現在	職員数 (人) (R2.4)	議員定数(人)		報酬月額(円)				期末手当		年収(円)		
				条例定数	実数	議長	副議長	議員	減額 措置	支給月数	加算率 (%)	議長	副議長	議員
1	宇治市	185,472	1,424	28	28	635,000	585,000	535,000	－	3.40	30	10,426,700	9,605,700	8,784,700
2	京都市	1,406,328	19,861	67	66	1,120,000	1,030,000	960,000	有	3.40	45	18,961,600	17,437,900	16,252,800
3	福知山市	77,122	1,429	24	24	495,000	440,000	410,000	－	3.40	15	7,875,450	7,000,400	6,523,100
4	舞鶴市	80,957	812	26	26	570,000	480,000	440,000	－	3.40	15	9,068,700	7,636,800	7,000,400
5	綾部市	31,812	395	18	18	450,000	400,000	365,000	－	3.40	15	7,159,500	6,364,000	5,807,150
6	宮津市	17,592	218	14	13	430,000	370,000	350,000	－	3.40	15	6,841,300	5,886,700	5,568,500
7	亀岡市	88,182	756	24	24	560,000	490,000	440,000	－	3.40	15	8,909,600	7,795,900	7,000,400
8	城陽市	75,880	492	20	20	560,000	495,000	445,000	－	3.35	15	8,877,400	7,846,986	7,054,362
9	向日市	57,288	390	20	20	475,000	440,000	400,000	－	3.40	15	7,557,250	7,000,400	6,364,000
10	長岡京市	81,086	560	24	24	520,000	490,000	450,000	－	3.40	15	8,273,200	7,795,900	7,159,500
11	八幡市	70,789	611	21	21	550,000	500,000	470,000	－	3.40	15	8,750,500	7,955,000	7,477,700
12	京田辺市	70,217	672	20	20	515,000	430,000	400,000	－	3.40	15	8,193,650	6,841,300	6,364,000
13	京丹後市	54,007	1,031	22	21	430,000	380,000	360,000	－	3.40	15	6,841,300	6,045,800	5,727,600
14	南丹市	31,303	373	22	21	470,000	415,000	380,000	－	3.06	15	7,293,930	6,440,384	5,897,220
15	木津川市	78,413	500	20	20	470,000	380,000	350,000	－	3.40	15	7,477,700	6,045,800	5,568,500
平均		160,430	1,968	25	24	550,000	488,333	450,333	－	3.37	18	8,833,852	7,846,598	7,236,662
京都市除く平均		71,437	690	22	21	509,286	449,643	413,929	－	3.37	16	8,110,441	7,161,505	6,592,652

府内の各市の状況（特別職・議員の任期内収入）

任期：教育長3年。その他4年。（万円）

	市	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
1	宇治市	8,221.6	6,537.1	4,199.0	4,170.7	3,842.3	3,513.9
2	京都市	11,820.3	9,321.6	4,104.1	7,584.6	6,975.2	6,501.1
3	福知山市	6,874.9	5,416.7	3,567.9	3,150.2	2,800.2	2,609.2
4	舞鶴市	7,990.6	6,004.3	3,834.9	3,627.5	3,054.7	2,800.2
5	綾部市	7,465.9	5,489.3	3,573.1	2,863.8	2,545.6	2,322.9
6	宮津市	6,390.0	4,680.8	3,102.7	2,736.5	2,354.7	2,227.4
7	亀岡市	8,595.0	6,229.8	4,035.9	3,563.8	3,118.4	2,800.2
8	城陽市	8,123.5	6,049.1	3,984.8	3,551.0	3,138.8	2,821.7
9	向日市	7,927.0	5,927.5	3,920.6	3,022.9	2,800.2	2,545.6
10	長岡京市	8,590.2	6,365.1	4,153.4	3,309.3	3,118.4	2,863.8
11	八幡市	7,592.3	5,803.5	3,862.3	3,500.2	3,182.0	2,991.1
12	京田辺市	8,246.0	6,251.7	4,275.8	3,277.5	2,736.5	2,545.6
13	京丹後市	7,028.2	5,076.9	3,346.0	2,736.5	2,418.3	2,291.0
14	南丹市	6,071.6	4,862.8	3,165.7	2,917.6	2,576.2	2,358.9
15	木津川市	7,423.7	5,530.5	3,661.0	2,991.1	2,418.3	2,227.4
平均		7,890.7	5,969.8	3,785.8	3,533.5	3,138.6	2,894.7
京都市除く平均		7,610.0	5,730.4	3,763.1	3,244.2	2,864.6	2,637.1

類似団体の主要項目の順位

順位	人口(人) R2.4.1現在			職員数(人) R2.4.1現在			議員定数 実数(人)			順位
1	千葉県	松戸市	493,298	千葉県	松戸市	4,273	千葉県	松戸市	44	1
2	千葉県	市川市	491,821	神奈川県	藤沢市	3,780	千葉県	市川市	42	2
3	神奈川県	藤沢市	436,466	千葉県	市川市	3,135	東京都	町田市	36	3
4	東京都	町田市	428,851	東京都	町田市	2,965	神奈川県	藤沢市	36	4
5	三重県	津市	276,855	徳島県	徳島市	2,756	三重県	津市	34	5
6	東京都	府中市	260,382	三重県	津市	2,601	山口県	山口市	34	6
7	徳島県	徳島市	252,304	北海道	釧路市	2,515	埼玉県	上尾市	30	7
8	埼玉県	上尾市	229,037	兵庫県	伊丹市	2,154	千葉県	習志野市	30	8
9	東京都	西東京市	205,089	北海道	苫小牧市	1,929	東京都	府中市	30	9
10	兵庫県	伊丹市	203,259	山口県	山口市	1,718	徳島県	徳島市	30	10
11	千葉県	八千代市	200,275	東京都	日野市	1,449	京都府	宇治市	28	11
12	千葉県	流山市	197,041	千葉県	習志野市	1,436	北海道	釧路市	28	12
13	東京都	小平市	194,941	埼玉県	上尾市	1,426	北海道	苫小牧市	28	13
14	山口県	山口市	190,368	京都府	宇治市	1,424	千葉県	佐倉市	28	14
15	東京都	日野市	186,731	千葉県	浦安市	1,396	千葉県	流山市	28	15
16	京都府	宇治市	185,472	神奈川県	鎌倉市	1,339	千葉県	八千代市	28	16
17	大阪府	和泉市	185,059	東京都	府中市	1,322	東京都	立川市	28	17
18	東京都	立川市	184,195	千葉県	八千代市	1,307	東京都	西東京市	28	18
19	神奈川県	鎌倉市	176,608	山口県	宇部市	1,242	東京都	小平市	28	19
20	千葉県	佐倉市	174,695	大阪府	和泉市	1,122	兵庫県	伊丹市	28	20
21	千葉県	習志野市	174,278	兵庫県	川西市	1,109	山口県	宇部市	28	21
22	千葉県	浦安市	170,978	千葉県	流山市	1,102	埼玉県	久喜市	27	22
23	北海道	苫小牧市	170,555	神奈川県	秦野市	1,091	千葉県	野田市	27	23
24	北海道	釧路市	166,573	東京都	立川市	1,077	埼玉県	新座市	26	24
25	埼玉県	新座市	165,987	千葉県	野田市	1,054	兵庫県	川西市	26	25
26	神奈川県	秦野市	164,498	千葉県	佐倉市	1,024	東京都	東村山市	25	26
27	山口県	宇部市	163,544	東京都	西東京市	1,009	東京都	日野市	24	27
28	千葉県	野田市	154,330	東京都	小平市	954	神奈川県	鎌倉市	24	28
29	兵庫県	川西市	153,168	埼玉県	久喜市	935	神奈川県	秦野市	24	29
30	埼玉県	久喜市	152,863	埼玉県	狭山市	878	大阪府	和泉市	24	30
31	東京都	東村山市	151,233	埼玉県	新座市	876	埼玉県	狭山市	22	31
32	埼玉県	狭山市	150,394	東京都	東村山市	786	千葉県	浦安市	21	32
	平均		221,598.4	平均		1,662.00	平均		28.9	
	宇治市を除く平均		222,763.7	宇治市を除く平均		1,669.68	宇治市を除く平均		28.9	

類似団体の主要項目の順位

順位	ラスパイレス指数 (H31)			財政力指数 (1.0を超えれば地方交付税の不 交付団体になる。)			経常収支比率 (比率が高いほど財政の自由度 が少ない)			順位
1	京都府	宇治市	102.1	千葉県	浦安市	1.52	神奈川県	鎌倉市	99.7	1
2	千葉県	市川市	102.1	東京都	府中市	1.22	北海道	釧路市	98.0	2
3	埼玉県	上尾市	101.8	東京都	立川市	1.18	東京都	日野市	97.7	3
4	千葉県	八千代市	101.8	神奈川県	鎌倉市	1.08	埼玉県	上尾市	97.3	4
5	千葉県	流山市	101.7	千葉県	市川市	1.07	千葉県	八千代市	97.1	5
6	千葉県	習志野市	101.6	神奈川県	藤沢市	1.05	三重県	津市	97.0	6
7	千葉県	浦安市	101.5	東京都	町田市	0.98	兵庫県	川西市	96.9	7
8	神奈川県	藤沢市	101.4	東京都	小平市	0.97	大阪府	和泉市	96.8	8
9	神奈川県	秦野市	101.4	東京都	日野市	0.97	千葉県	習志野市	96.3	9
10	千葉県	佐倉市	101.2	千葉県	八千代市	0.95	徳島県	徳島市	96.1	10
11	埼玉県	狭山市	101.0	千葉県	習志野市	0.94	京都府	宇治市	95.8	11
12	東京都	東村山市	101.0	千葉県	流山市	0.94	埼玉県	新座市	95.3	12
13	千葉県	松戸市	100.9	千葉県	佐倉市	0.92	東京都	西東京市	95.3	13
14	東京都	町田市	100.2	埼玉県	狭山市	0.91	神奈川県	秦野市	95.0	14
15	埼玉県	新座市	100.0	埼玉県	上尾市	0.91	兵庫県	伊丹市	94.3	15
16	東京都	西東京市	100.0	埼玉県	新座市	0.91	千葉県	野田市	94.1	16
17	神奈川県	鎌倉市	100.0	東京都	西東京市	0.91	千葉県	佐倉市	94.1	17
18	東京都	府中市	99.9	千葉県	松戸市	0.90	山口県	宇部市	93.8	18
19	兵庫県	伊丹市	99.9	神奈川県	秦野市	0.90	山口県	山口市	93.3	19
20	山口県	山口市	99.8	埼玉県	久喜市	0.87	東京都	東村山市	93.1	20
21	北海道	釧路市	99.7	千葉県	野田市	0.86	千葉県	松戸市	93.0	21
22	山口県	宇部市	99.7	兵庫県	伊丹市	0.83	埼玉県	久喜市	93.0	22
23	東京都	立川市	99.5	東京都	東村山市	0.82	東京都	小平市	92.7	23
24	東京都	小平市	99.5	徳島県	徳島市	0.82	埼玉県	狭山市	91.4	24
25	三重県	津市	99.5	北海道	苫小牧市	0.78	東京都	町田市	91.3	25
26	千葉県	野田市	99.4	京都府	宇治市	0.76	東京都	立川市	91.1	26
27	徳島県	徳島市	99.2	大阪府	和泉市	0.75	神奈川県	藤沢市	90.5	27
28	北海道	苫小牧市	98.7	兵庫県	川西市	0.73	千葉県	市川市	89.7	28
29	東京都	日野市	98.4	山口県	宇部市	0.73	千葉県	流山市	89.5	29
30	兵庫県	川西市	98.1	三重県	津市	0.72	北海道	苫小牧市	88.9	30
31	大阪府	和泉市	98.0	山口県	山口市	0.64	千葉県	浦安市	86.4	31
32	埼玉県	久喜市	97.1	北海道	釧路市	0.45	東京都	府中市	83.9	32
	平均		100.1	平均		0.91	平均		93.7	
	宇治市を除く平均		100.1	宇治市を除く平均		0.91	宇治市を除く平均		93.6	

類似団体の主要項目の順位

順位	個人市民税 市民一人あたり(千円)			個人市民税 地方税に占める割合(%)			個人市民税 歳入に占める割合(%)			順位
1	千葉県	浦安市	99.4	千葉県	流山市	48.2	千葉県	市川市	27.1	1
2	神奈川県	鎌倉市	92.3	千葉県	松戸市	47.5	神奈川県	鎌倉市	26.8	2
3	千葉県	市川市	80.5	東京都	西東京市	47.1	千葉県	佐倉市	23.3	3
4	東京都	府中市	77.7	千葉県	市川市	46.7	千葉県	流山市	22.9	4
5	神奈川県	藤沢市	77.0	兵庫県	川西市	46.1	千葉県	八千代市	22.5	5
6	東京都	西東京市	74.6	千葉県	佐倉市	45.5	埼玉県	上尾市	22.2	6
7	千葉県	習志野市	73.5	東京都	東村山市	45.2	神奈川県	藤沢市	22.1	7
8	東京都	小平市	72.2	東京都	町田市	45.2	千葉県	松戸市	21.6	8
9	東京都	町田市	72.1	神奈川県	鎌倉市	45.2	東京都	小平市	21.1	9
10	東京都	立川市	72.1	埼玉県	上尾市	44.4	千葉県	習志野市	20.8	10
11	東京都	日野市	71.6	千葉県	習志野市	44.4	東京都	町田市	20.1	11
12	千葉県	流山市	70.0	東京都	小平市	44.1	東京都	西東京市	20.0	12
13	千葉県	松戸市	66.1	千葉県	八千代市	44.0	東京都	府中市	19.7	13
14	千葉県	八千代市	64.7	埼玉県	新座市	43.0	埼玉県	狭山市	19.3	14
15	千葉県	佐倉市	64.1	東京都	日野市	43.0	埼玉県	新座市	18.9	15
16	埼玉県	新座市	63.3	京都府	宇治市	41.2	東京都	日野市	18.8	16
17	東京都	東村山市	62.8	大阪府	和泉市	40.6	神奈川県	秦野市	18.7	17
18	埼玉県	上尾市	60.2	千葉県	浦安市	40.5	埼玉県	久喜市	18.2	18
19	埼玉県	狭山市	58.0	神奈川県	藤沢市	40.4	千葉県	浦安市	17.7	19
20	三重県	津市	57.4	埼玉県	狭山市	40.0	東京都	東村山市	16.9	20
21	神奈川県	秦野市	57.3	神奈川県	秦野市	39.9	東京都	立川市	16.8	21
22	埼玉県	久喜市	57.2	三重県	津市	38.6	千葉県	野田市	16.5	22
23	兵庫県	川西市	56.9	埼玉県	久喜市	38.3	兵庫県	伊丹市	16.1	23
24	兵庫県	伊丹市	56.3	東京都	府中市	38.3	京都府	宇治市	16.0	24
25	徳島県	徳島市	55.2	山口県	山口市	37.2	兵庫県	川西市	15.8	25
26	千葉県	野田市	53.6	兵庫県	伊丹市	37.1	大阪府	和泉市	15.2	26
27	京都府	宇治市	53.1	北海道	釧路市	36.1	三重県	津市	14.7	27
28	山口県	山口市	51.8	千葉県	野田市	35.6	徳島県	徳島市	14.5	28
29	大阪府	和泉市	51.7	山口県	宇部市	34.7	山口県	宇部市	13.1	29
30	山口県	宇部市	51.4	徳島県	徳島市	34.1	山口県	山口市	12.4	30
31	北海道	苫小牧市	46.8	東京都	立川市	32.9	北海道	苫小牧市	10.1	31
32	北海道	釧路市	43.9	北海道	苫小牧市	29.2	北海道	釧路市	8.0	32
	平均		64.5	平均		41.1	平均		18.4	
	宇治市を除く平均		64.9	宇治市を除く平均		41.1	宇治市を除く平均		18.4	

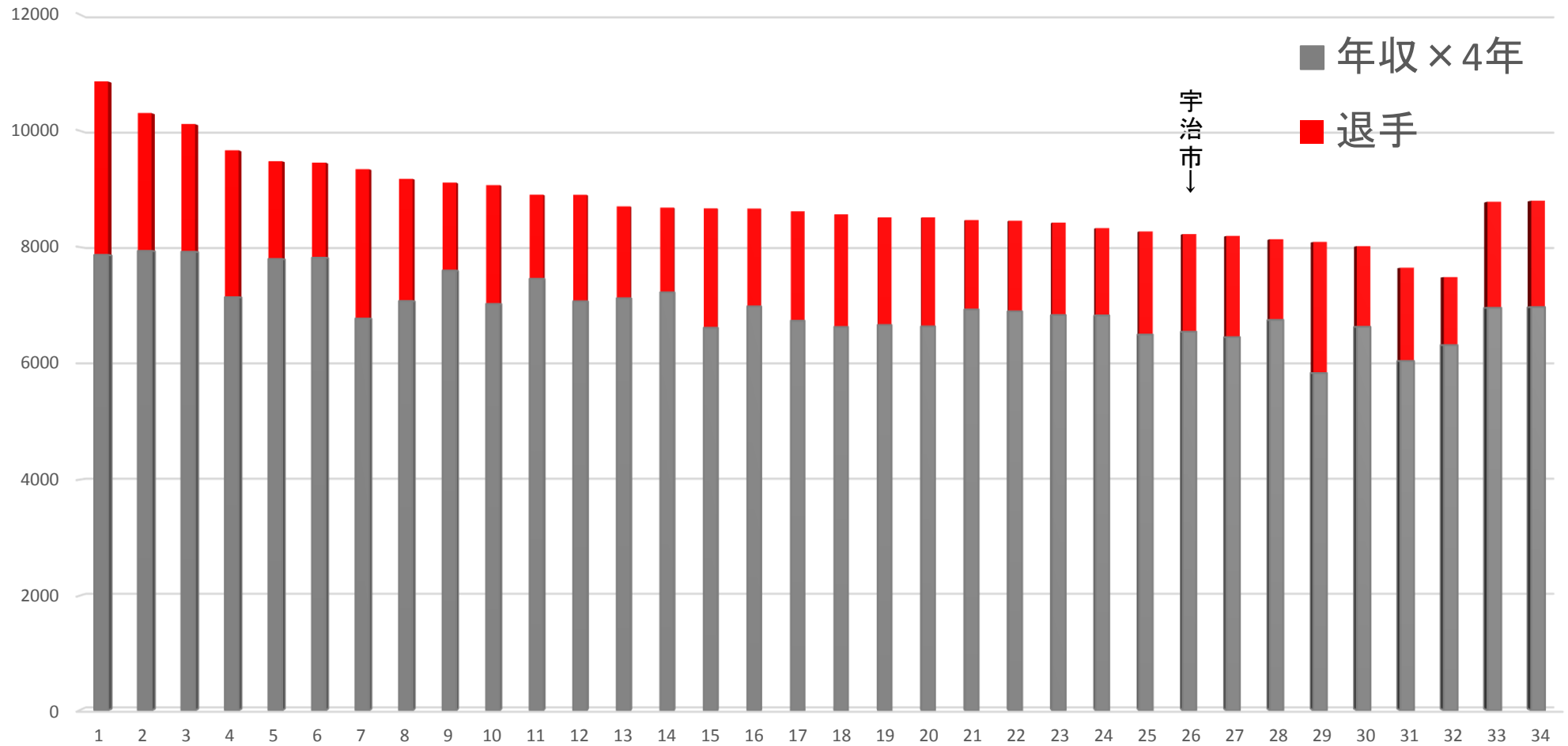
類似団体の主要項目の順位

順位	議長 報酬月額(万円)			副議長 報酬月額(万円)			議員 報酬月額(万円)			順位
1	千葉県	市川市	72.4	千葉県	松戸市	66.0	徳島県	徳島市	60.6	1
2	千葉県	松戸市	72.0	千葉県	市川市	65.2	千葉県	市川市	60.4	2
3	兵庫県	伊丹市	72.0	徳島県	徳島市	64.7	大阪府	和泉市	60.0	3
4	徳島県	徳島市	71.4	兵庫県	伊丹市	64.6	千葉県	松戸市	59.0	4
5	兵庫県	川西市	70.1	大阪府	和泉市	63.0	兵庫県	伊丹市	58.4	5
6	神奈川県	藤沢市	69.0	兵庫県	川西市	62.9	兵庫県	川西市	57.0	6
7	三重県	津市	67.0	神奈川県	藤沢市	61.0	神奈川県	藤沢市	56.5	7
8	東京都	立川市	66.2	三重県	津市	61.0	東京都	立川市	55.5	8
9	大阪府	和泉市	66.0	東京都	立川市	59.9	東京都	府中市	55.0	9
10	東京都	小平市	65.0	京都府	宇治市	58.5	東京都	町田市	55.0	10
11	東京都	府中市	65.0	東京都	小平市	58.0	東京都	小平市	55.0	11
12	東京都	町田市	64.0	東京都	町田市	58.0	三重県	津市	55.0	12
13	京都府	宇治市	63.5	東京都	府中市	57.0	東京都	日野市	54.5	13
14	千葉県	浦安市	63.0	東京都	西東京市	56.1	京都府	宇治市	53.5	14
15	東京都	西東京市	62.7	千葉県	浦安市	56.0	東京都	西東京市	52.8	15
16	東京都	日野市	62.5	東京都	日野市	56.0	千葉県	浦安市	52.0	16
17	北海道	釧路市	60.0	北海道	釧路市	54.0	北海道	釧路市	49.0	17
18	神奈川県	鎌倉市	57.9	神奈川県	鎌倉市	52.0	東京都	東村山市	48.5	18
19	東京都	東村山市	55.8	東京都	東村山市	50.6	千葉県	習志野市	48.0	19
20	山口県	山口市	55.7	千葉県	習志野市	50.0	神奈川県	鎌倉市	47.9	20
21	神奈川県	秦野市	55.6	山口県	宇部市	49.8	山口県	宇部市	47.0	21
22	山口県	宇部市	55.1	千葉県	野田市	49.2	千葉県	佐倉市	46.0	22
23	千葉県	流山市	54.8	千葉県	流山市	48.8	千葉県	八千代市	46.0	23
24	千葉県	野田市	54.7	神奈川県	秦野市	48.4	千葉県	流山市	45.8	24
25	千葉県	習志野市	54.0	北海道	苫小牧市	48.0	千葉県	野田市	45.0	25
26	北海道	苫小牧市	52.0	千葉県	佐倉市	48.0	山口県	山口市	44.9	26
27	千葉県	佐倉市	52.0	千葉県	八千代市	48.0	神奈川県	秦野市	44.4	27
28	千葉県	八千代市	52.0	山口県	山口市	48.0	北海道	苫小牧市	44.0	28
29	埼玉県	狭山市	51.0	埼玉県	狭山市	46.0	埼玉県	狭山市	44.0	29
30	埼玉県	上尾市	50.5	埼玉県	上尾市	46.0	埼玉県	上尾市	43.5	30
31	埼玉県	久喜市	48.3	埼玉県	久喜市	43.3	埼玉県	久喜市	41.0	31
32	埼玉県	新座市	46.3	埼玉県	新座市	42.0	埼玉県	新座市	40.0	32
	平均		60.2	平均		54.4	平均		50.8	
	宇治市を除く平均		60.1	宇治市を除く平均		54.2	宇治市を除く平均		50.7	

類似団体の主要項目の順位

順位	市長 年収(万円)			市長 退職手当(万円)			市長 任期4年総収入(万円)			順位
1	千葉県	松戸市	1,983.7	三重県	津市	2,983.2	三重県	津市	10,848.0	1
2	千葉県	市川市	1,980.0	山口県	山口市	2,566.1	千葉県	松戸市	10,303.6	2
3	三重県	津市	1,966.2	徳島県	徳島市	2,525.3	千葉県	市川市	10,114.5	3
4	神奈川県	藤沢市	1,954.4	千葉県	松戸市	2,368.8	徳島県	徳島市	9,662.7	4
5	千葉県	浦安市	1,948.8	山口県	宇部市	2,256.0	千葉県	浦安市	9,475.2	5
6	東京都	府中市	1,898.9	千葉県	市川市	2,194.6	神奈川県	藤沢市	9,451.7	6
7	東京都	町田市	1,863.5	千葉県	野田市	2,099.5	山口県	山口市	9,337.7	7
8	東京都	立川市	1,805.1	千葉県	習志野市	2,052.0	千葉県	野田市	9,171.6	8
9	徳島県	徳島市	1,784.3	大阪府	和泉市	2,043.4	東京都	府中市	9,107.7	9
10	千葉県	佐倉市	1,779.9	北海道	釧路市	1,936.3	大阪府	和泉市	9,064.9	10
11	千葉県	野田市	1,768.0	北海道	苫小牧市	1,881.6	東京都	町田市	8,899.8	11
12	兵庫県	伊丹市	1,766.9	埼玉県	狭山市	1,874.0	兵庫県	伊丹市	8,897.6	12
13	大阪府	和泉市	1,755.4	埼玉県	久喜市	1,848.9	千葉県	佐倉市	8,698.9	13
14	東京都	小平市	1,745.1	兵庫県	伊丹市	1,830.0	東京都	立川市	8,677.8	14
15	神奈川県	鎌倉市	1,731.5	埼玉県	新座市	1,773.6	千葉県	習志野市	8,664.0	15
16	千葉県	流山市	1,723.8	埼玉県	上尾市	1,738.8	東京都	小平市	8,660.4	16
17	千葉県	八千代市	1,707.7	千葉県	浦安市	1,680.0	北海道	苫小牧市	8,614.2	17
18	神奈川県	秦野市	1,706.2	東京都	小平市	1,680.0	北海道	釧路市	8,561.3	18
19	山口県	山口市	1,692.9	京都府	宇治市	1,677.0	埼玉県	久喜市	8,509.6	19
20	東京都	西東京市	1,687.0	神奈川県	藤沢市	1,634.3	埼玉県	狭山市	8,508.8	20
21	北海道	苫小牧市	1,683.2	兵庫県	川西市	1,602.6	神奈川県	鎌倉市	8,463.7	21
22	埼玉県	久喜市	1,665.2	千葉県	八千代市	1,589.3	千葉県	流山市	8,451.8	22
23	埼玉県	狭山市	1,658.7	千葉県	佐倉市	1,579.2	千葉県	八千代市	8,420.2	23
24	東京都	日野市	1,657.3	千葉県	流山市	1,556.5	神奈川県	秦野市	8,325.5	24
25	北海道	釧路市	1,656.3	神奈川県	鎌倉市	1,537.6	埼玉県	新座市	8,268.6	25
26	千葉県	習志野市	1,653.0	東京都	府中市	1,512.0	京都府	宇治市	8,221.6	26
27	京都府	宇治市	1,636.2	神奈川県	秦野市	1,500.8	埼玉県	上尾市	8,190.7	27
28	埼玉県	新座市	1,623.8	東京都	立川市	1,457.4	東京都	西東京市	8,133.8	28
29	埼玉県	上尾市	1,613.0	東京都	町田市	1,445.8	山口県	宇部市	8,088.0	29
30	東京都	東村山市	1,578.6	東京都	西東京市	1,386.0	東京都	日野市	8,015.0	30
31	兵庫県	川西市	1,510.4	東京都	日野市	1,386.0	兵庫県	川西市	7,644.2	31
32	山口県	宇部市	1,458.0	東京都	東村山市	1,169.3	東京都	東村山市	7,483.6	32
	平均		1,738.8	平均		1,823.9	平均		8,779.3	
	宇治市を除く平均		1,742.2	宇治市を除く平均		1,828.7	宇治市を除く平均		8,797.3	

市長の任期4年総収入比較

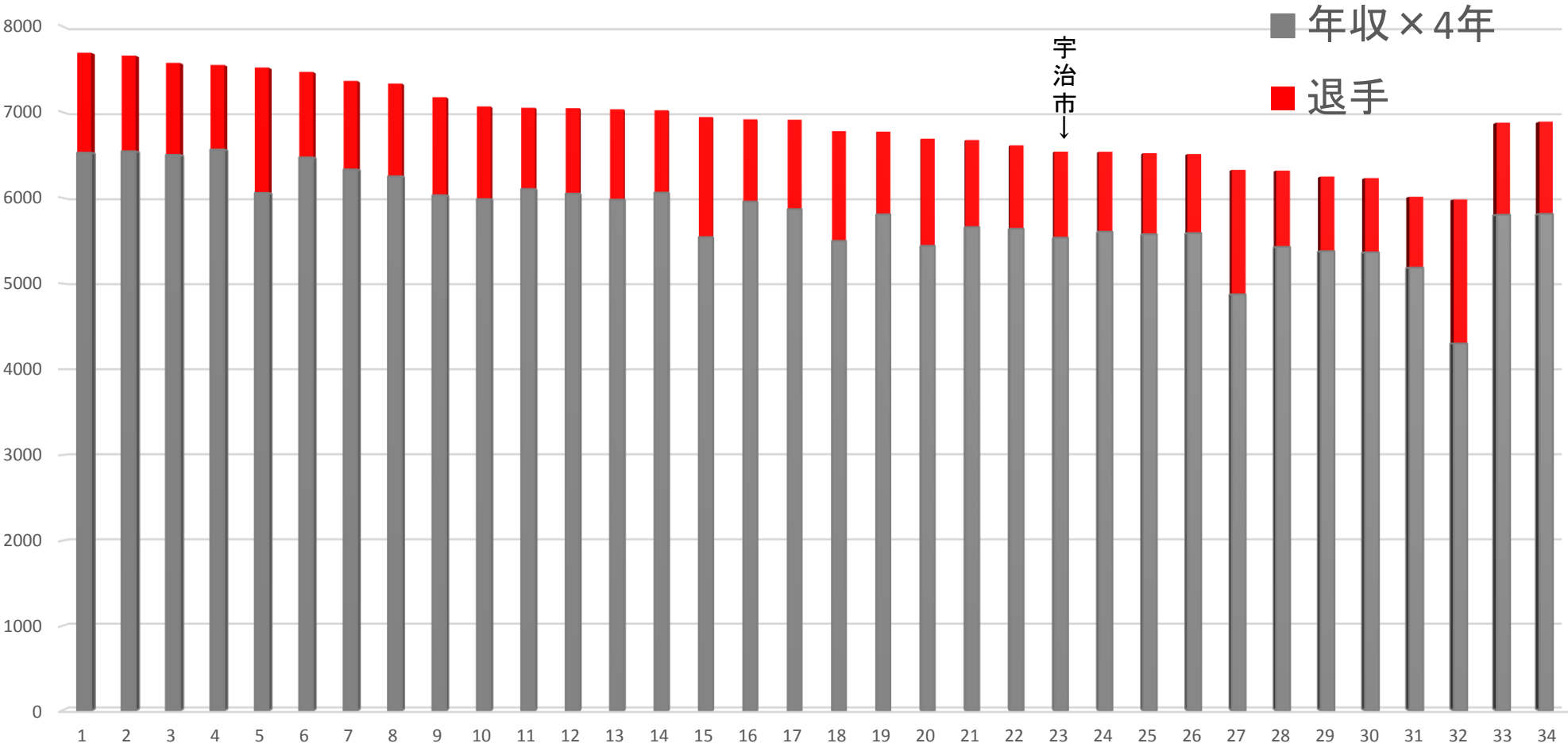


順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
	三重県	千葉県	千葉県	徳島県	千葉県	神奈川県	山口県	千葉県	東京都	大阪府	東京都	兵庫県	千葉県	東京都	千葉県	東京都	北海道	北海道	埼玉県	埼玉県	神奈川県	千葉県	千葉県	神奈川県	埼玉県	京都府	埼玉県	東京都	山口県	東京都	兵庫県	東京都		宇治市を除く平均
	津市	松戸市	市川市	徳島市	浦安市	藤沢市	山口市	野田市	府中市	和泉市	町田市	伊丹市	佐倉市	立川市	習志野市	小平市	苫小牧市	釧路市	久喜市	狭山市	鎌倉市	流山市	八千代市	秦野市	新座市	宇治市	上尾市	西東京市	宇部市	日野市	川西市	東村山市	平均	

類似団体の主要項目の順位

順位	副市長 年収(万円)			副市長 退職手当(万円)			副市長 任期4年総収入(万円)			順位
1	神奈川県	藤沢市	1,640.3	徳島県	徳島市	1,679.1	千葉県	市川市	7,689.7	1
2	東京都	府中市	1,635.2	三重県	津市	1,461.6	東京都	府中市	7,656.8	2
3	千葉県	市川市	1,631.1	山口県	宇部市	1,449.6	千葉県	松戸市	7,572.3	3
4	千葉県	松戸市	1,624.8	山口県	山口市	1,399.7	神奈川県	藤沢市	7,546.9	4
5	千葉県	浦安市	1,617.5	北海道	苫小牧市	1,280.0	三重県	津市	7,516.8	5
6	東京都	町田市	1,582.2	北海道	釧路市	1,249.2	千葉県	浦安市	7,466.0	6
7	東京都	立川市	1,562.3	千葉県	市川市	1,165.1	東京都	町田市	7,362.0	7
8	兵庫県	伊丹市	1,525.2	大阪府	和泉市	1,142.4	東京都	立川市	7,330.5	8
9	千葉県	佐倉市	1,514.8	東京都	府中市	1,116.0	大阪府	和泉市	7,171.0	9
10	三重県	津市	1,513.8	東京都	立川市	1,081.2	東京都	小平市	7,063.2	10
11	千葉県	野田市	1,511.6	東京都	小平市	1,080.0	兵庫県	伊丹市	7,048.4	11
12	大阪府	和泉市	1,507.2	千葉県	松戸市	1,073.3	千葉県	野田市	7,043.4	12
13	東京都	小平市	1,495.8	東京都	西東京市	1,052.4	東京都	西東京市	7,030.0	13
14	東京都	西東京市	1,494.4	神奈川県	鎌倉市	1,041.9	千葉県	佐倉市	7,019.3	14
15	千葉県	流山市	1,488.5	東京都	町田市	1,033.2	山口県	山口市	6,940.1	15
16	神奈川県	鎌倉市	1,466.7	東京都	日野市	1,014.0	千葉県	流山市	6,913.9	16
17	千葉県	八千代市	1,451.4	京都府	宇治市	1,002.4	神奈川県	鎌倉市	6,908.6	17
18	東京都	日野市	1,414.5	千葉県	野田市	997.2	北海道	苫小牧市	6,776.0	18
19	千葉県	習志野市	1,409.4	千葉県	浦安市	996.0	千葉県	八千代市	6,770.4	19
20	埼玉県	久喜市	1,400.7	神奈川県	藤沢市	985.9	北海道	釧路市	6,687.8	20
21	神奈川県	秦野市	1,397.0	千葉県	習志野市	972.0	東京都	日野市	6,672.1	21
22	埼玉県	狭山市	1,393.7	千葉県	八千代市	964.8	千葉県	習志野市	6,609.6	22
23	山口県	山口市	1,385.1	千葉県	佐倉市	960.0	京都府	宇治市	6,537.1	23
24	京都府	宇治市	1,383.7	千葉県	流山市	960.0	埼玉県	久喜市	6,536.0	24
25	北海道	苫小牧市	1,374.0	兵庫県	伊丹市	947.8	埼玉県	狭山市	6,519.3	25
26	北海道	釧路市	1,359.7	埼玉県	狭山市	944.7	神奈川県	秦野市	6,509.4	26
27	埼玉県	新座市	1,356.7	埼玉県	久喜市	933.2	山口県	宇部市	6,324.0	27
28	埼玉県	上尾市	1,344.2	神奈川県	秦野市	921.6	埼玉県	新座市	6,315.8	28
29	東京都	東村山市	1,340.9	埼玉県	新座市	889.1	埼玉県	上尾市	6,246.0	29
30	兵庫県	川西市	1,296.3	埼玉県	上尾市	869.4	東京都	東村山市	6,228.6	30
31	山口県	宇部市	1,218.6	東京都	東村山市	865.1	兵庫県	川西市	6,010.6	31
32	徳島県	徳島市	1,075.2	兵庫県	川西市	825.3	徳島県	徳島市	5,979.9	32
	平均		1,450.4	平均		1,073.5	平均		6,875.0	
	宇治市を除く平均		1,452.5	宇治市を除く平均		1,075.8	宇治市を除く平均		6,886.5	

副市長の任期4年総収入比較

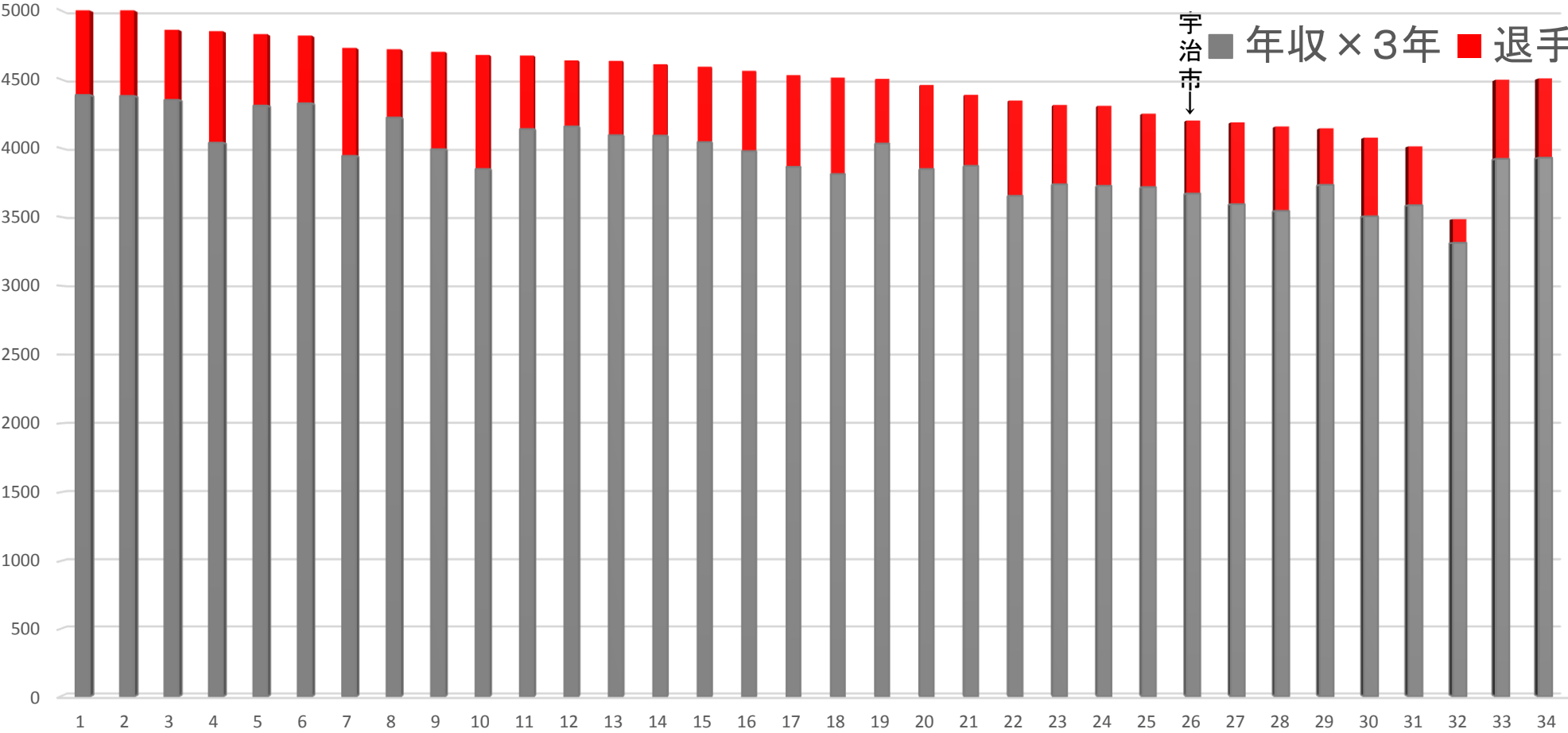


順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
	千葉県	東京都	千葉県	神奈川県	三重県	千葉県	東京都	東京都	大阪府	東京都	兵庫県	千葉県	東京都	千葉県	山口県	千葉県	神奈川県	北海道	千葉県	北海道	東京都	千葉県	京都府	埼玉県	埼玉県	神奈川県	山口県	埼玉県	埼玉県	東京都	兵庫県	徳島県	平均	宇治市を除く平均
	市川市	府中市	松戸市	藤沢市	津市	浦安市	町田市	立川市	和泉市	小平市	伊丹市	野田市	西東京市	佐倉市	山口市	流山市	鎌倉市	苫小牧市	八千代市	釧路市	日野市	習志野市	宇治市	久喜市	狭山市	秦野市	宇部市	新座市	上尾市	東村山市	川西市	徳島市		

類似団体の主要項目の順位

順位	教育長 年収(万円)			教育長 退職手当(万円)			教育長 任期3年総収入(万円)			順位
1	千葉県	浦安市	1,461.6	埼玉県	狭山市	828.0	千葉県	浦安市	5,104.8	1
2	東京都	府中市	1,459.4	東京都	小平市	810.0	東京都	府中市	5,042.1	2
3	千葉県	市川市	1,449.9	東京都	日野市	785.0	千葉県	市川市	4,858.6	3
4	東京都	町田市	1,441.6	千葉県	浦安市	720.0	東京都	小平市	4,848.7	4
5	千葉県	松戸市	1,435.8	千葉県	八千代市	707.5	千葉県	松戸市	4,827.3	5
6	神奈川県	藤沢市	1,407.0	千葉県	習志野市	700.8	東京都	町田市	4,816.7	6
7	東京都	立川市	1,385.5	山口県	山口市	692.1	東京都	日野市	4,727.3	7
8	千葉県	流山市	1,379.2	三重県	津市	666.0	神奈川県	藤沢市	4,717.3	8
9	千葉県	野田市	1,364.2	東京都	府中市	664.0	千葉県	八千代市	4,698.9	9
10	千葉県	佐倉市	1,363.3	徳島県	徳島市	612.9	埼玉県	狭山市	4,675.5	10
11	大阪府	和泉市	1,347.6	埼玉県	久喜市	610.2	千葉県	流山市	4,671.5	11
12	東京都	小平市	1,346.2	北海道	釧路市	593.8	東京都	立川市	4,635.8	12
13	兵庫県	伊丹市	1,344.0	東京都	西東京市	583.5	千葉県	野田市	4,632.7	13
14	千葉県	八千代市	1,330.4	埼玉県	新座市	581.3	千葉県	佐倉市	4,608.4	14
15	東京都	西東京市	1,325.7	埼玉県	上尾市	575.5	大阪府	和泉市	4,589.9	15
16	東京都	日野市	1,314.1	北海道	苫小牧市	571.2	東京都	西東京市	4,560.6	16
17	神奈川県	鎌倉市	1,290.1	大阪府	和泉市	547.2	三重県	津市	4,528.8	17
18	三重県	津市	1,287.6	千葉県	野田市	540.0	千葉県	習志野市	4,511.4	18
19	埼玉県	狭山市	1,282.5	千葉県	流山市	533.7	兵庫県	伊丹市	4,501.8	19
20	埼玉県	久喜市	1,282.4	東京都	東村山市	532.8	埼玉県	久喜市	4,457.4	20
21	千葉県	習志野市	1,270.2	京都府	宇治市	529.9	神奈川県	鎌倉市	4,385.8	21
22	埼玉県	上尾市	1,245.6	千葉県	松戸市	519.8	山口県	山口市	4,344.6	22
23	神奈川県	秦野市	1,244.2	千葉県	佐倉市	518.4	埼玉県	上尾市	4,312.2	23
24	埼玉県	新座市	1,241.7	神奈川県	鎌倉市	515.5	埼玉県	新座市	4,306.3	24
25	東京都	東村山市	1,238.8	千葉県	市川市	508.9	東京都	東村山市	4,249.1	25
26	京都府	宇治市	1,223.0	神奈川県	藤沢市	496.4	京都府	宇治市	4,199.0	26
27	山口県	山口市	1,217.5	東京都	町田市	492.0	北海道	釧路市	4,186.1	27
28	北海道	釧路市	1,197.4	東京都	立川市	479.4	徳島県	徳島市	4,156.1	28
29	兵庫県	川西市	1,194.7	兵庫県	伊丹市	469.8	神奈川県	秦野市	4,142.9	29
30	徳島県	徳島市	1,181.0	兵庫県	川西市	427.8	北海道	苫小牧市	4,074.9	30
31	北海道	苫小牧市	1,167.9	神奈川県	秦野市	410.4	兵庫県	川西市	4,012.0	31
32	山口県	宇部市	1,103.8	山口県	宇部市	171.8	山口県	宇部市	3,483.0	32
	平均		1,307.0	平均		574.9	平均		4,495.9	
	宇治市を除く平均		1,309.7	宇治市を除く平均		576.3	宇治市を除く平均		4,505.4	

教育長の任期3年総収入比較



順位

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
千葉県	東京都	千葉県	東京都	千葉県	東京都	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県	千葉県	東京都	千葉県	千葉県	大阪府	東京都	三重県	千葉県	兵庫県	埼玉県	神奈川県	山口県	埼玉県	埼玉県	東京都	京都府	北海道	徳島県	神奈川県	北海道	兵庫県	山口県	平均	宇治市を除く平均
浦安市	府中市	市川市	小平市	松戸市	町田市	日野市	藤沢市	八千代市	狭山市	流山市	立川市	野田市	佐倉市	和泉市	西東京市	津市	習志野市	伊丹市	久喜市	鎌倉市	山口市	上尾市	新座市	東村山市	宇治市	釧路市	徳島市	秦野市	苫小牧市	川西市	宇部市		

特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について

○当審議会の設置について

「宇治市附属機関設置条例」

→執行機関(市長)の附属機関についての条例。組織、運営等は別に定める。

「宇治市特別職報酬等審議会規則」

→組織及び運営に関し必要な事項を定める。

○「地方自治法」の議員、特別職に関する条文

第二百三条

→議員に関する条文

第二百四条

→市長等に関する条文

第二百四条の二

→給与条例主義に関する条文

○特別職の給与について

「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例」

→特別職の給料、通勤手当及び期末手当について定める。

※市長等の退職手当については、別に定めると明記(第6条)。

※この条例のいう特別職とは、1)市長 2)副市長 3)教育長である(第1条)。

「特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例」

→特別職の退職手当について定める。

○議員の報酬について

「宇治市議会基本条例」

→宇治市議会の基本となる事項を定める ※議員報酬を別の条例で定めると明記(第14条)

「宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」

→議員報酬、期末手当について定める。

○宇治市附属機関設置条例

昭和 28 年 10 月 31 日
条例第 32 号

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、
法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、執行機関の
附属機関を別表のとおり設置する。

第2条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、
附属機関が属する執行機関が別に定める。

(以下の附則等は省略)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	宇治市土地買収評価委員会	土地買収に関する重要事項について市長の諮問に応じ、意見を答申する事務
	宇治市特別職報酬等審議会	宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例案を市長が議会に提出しようとするときに、あらかじめその議員報酬及び給料の額について市長の諮問に応じ、意見を答申する事務

以下、省略

○宇治市特別職報酬等審議会規則

昭和 40 年 2 月 15 日
規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市附属機関設置条例(昭和 28 年宇治市条例第 32 号)第 2 条の規定に基づき、宇治市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、市の住民であって次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 市の区域内の公共的団体等の代表者

(2) 学識経験を有する者

(3) 前各号に掲げる者のほか、適当と思われる者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市長公室人事課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続き、その他審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○地方自治法（抜粋）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第一次吉田内閣

○議員に関する条文

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○市長等に関する条文

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○給与条例主義に関する条文

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の者及び前条第一項の者に支給することができない。

○特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（抜粋）

昭和31年12月19日

条例第31号

（目的）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる常勤の特別職の職員の給与について定めることを目的とする。

- （1） 市長
- （2） 副市長
- （3） 教育長

（市長等の給与）

第2条 前条に掲げる特別職の職員（以下「市長等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

第3条 市長等の給料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 市長 月額1,075,000円

（2） 副市長 月額895,000円

（3） 教育長 月額785,000円

第4条 市長等の通勤手当の支給は、宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

第5条 期末手当は、市長等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- （1） 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法は、一般職の職員の例による。

第6条 市長等の退職手当については、別に定めるところによる。

第7条 新たに市長等に就任した者には、その日から給与を支給する。ただし、退職し、又は罷免された地方公務員が即日市長等になったときは、その翌日から給与を支給する。

2 市長等が退職したときは、その日まで、死亡により退職したときは、その日の属する月まで給与を支給する。

3 前2項の規定により給与を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

第8条 市長等の給与の支給期日は、一般職の職員に支給する給与の例による。

附 則

(間の附則、省略)

18 平成30年4月1日から当分の間、支給されるべき市長等の給料の月額
は、第3条各号の規定により支給されるべき額から、市長にあつてはその1
00分の10の額を、副市長にあつてはその100分の8の額を、教育長に
あつてはその100分の7の額を減じて得た額とする。

19 前項の規定は、市長等の期末手当の額を算定する場合においては、適用
しない。

(以下、省略)

○特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例（抜粋）

昭和61年3月31日

条例第6号

（趣旨）

第1条 この条例は、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の退職手当に関する事項を定めるものとする。

（退職手当の支給）

第2条 市長等が任期満了による退職その他の退職（以下「退職」という。）をしたときは、その者の在職期間について、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し退職手当を支給する。ただし、その者の在職期間が6月未満であるときは、この限りでない。

（退職手当の額）

第3条 退職手当の額は、退職をした日における市長等の給料月額に、その者の在職期間1年につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 市長 100分の390

（2） 副市長 100分の280

（3） 教育長 100分の225

2 前項の規定は、市長等の在職期間に1年未満の端数がある場合又は在職期間が6月以上1年未満である場合における退職手当の額について準用する。この場合において、同項中「1年」とあるのは「1月」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」と読み替えるものとする。

（在職期間の計算）

第4条 市長等の在職期間は、市長等となつた日の属する月から退職をした日の属する月までとする。

2 前項の規定により計算した在職期間が4年を超えるときは、これを4年とする。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の退職手当については、一般職の職員の例による。この場合において、市長に係る宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）第11条第2号に規定する退職手当管理機関は、市長とする。

附 則

(間の附則、省略)

(平成30年4月1日以後における退職手当の額を算定する場合における給料月額の特例)

6 平成30年4月1日から当分の間、第3条に規定する市長等の給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例附則第18項の規定にかかわらず、同条例第3条各号の規定により定められる額とする。

(以下、省略)

○宇治市議会基本条例

平成 23 年 3 月 31 日

条例第 8 号

改正 平成 25 年 2 月 26 日 条例第 18 号

平成 27 年 3 月 31 日 条例第 19 号

目次

前文

第 1 章 目的（第 1 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 2 条―第 4 条）

第 3 章 市民と議会の関係（第 5 条―第 8 条）

第 4 章 市長等と議会の関係（第 9 条・第 10 条）

第 5 章 自由討議の拡大（第 11 条）

第 6 章 政務活動費（第 12 条）

第 7 章 議員の定数及び議員報酬（第 13 条・第 14 条）

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 15 条・第 16 条）

第 9 章 最高規範性（第 17 条・第 18 条）

附則

宇治市民から選挙で選ばれた議員により構成される宇治市議会は、議事機関として、同じく市民から選挙で選ばれた宇治市長とともに、宇治市の代表機関を構成する。

宇治市議会及び議員は、二元代表制の下、真の地方自治を実現するために、その権能を十分に発揮し市民の信託にこたえる責務がある。

ここに、宇治市議会及び議員は、日本国憲法を遵守する義務を負うことを自覚し、地方自治の本旨に基づき、宇治市議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、市民から選ばれた市民全体の奉仕者であることの誇りを持ち、市民の意向を的確に反映し、市民に開かれ信頼される宇治市議会を築き、全力を挙げて市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するために、この条例を制定する。

第 1 章 目的

(目的)

第1条 この条例は、宇治市議会（以下「議会」という。）の基本となる事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営の監視、評価及び調査を行い、必要な議決をするものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員の自由な論議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、宇治市議会会議規則（昭和32年宇治市議会規則第1号）、宇治市議会委員会条例（昭和32年宇治市条例第12号）及び議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であることを認識し、議員の自由な論議を尊重しなければならない。

2 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めることとし、政治倫理の基準、政治倫理審査会の設置等については、別に定める。

3 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確

に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動をしなければならない。

4 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。

5 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加と情報の共有)

第5条 議会は、その透明性を高めるために、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。

2 議会は、すべての委員会及び全員協議会を始め宇治市議会会議規則に定める協議等の場を原則として公開するものとする。

3 議会は、請願の審議においては、請願者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 議会は、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するものとする。

(公聴会制度及び参考人制度)

第6条 委員会は、必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めるものとする。

(議会活動の報告及び市民との意見交換)

第7条 議会は、市民と議会のつどい等の開催により市民への議会活動の報告及び市民との意見交換をするよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第8条 議会は、議会広報紙の発行、インターネット配信等の多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等と議会及び議員の関係)

第9条 議会及び議員は、市長等と常に緊張ある関係を維持し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

(市長等による提案説明等)

第10条 議会は、市長等から政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という。)を含む議案が提案されたときは、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会で議決すべきものを条例で定めることができる。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議の拡大)

第11条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員の自由な論議を尽くさなければならない。

2 議長及び委員長は、論議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議長及び委員長は、議員相互の自由討議を必要に応じて行うことができる。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第12条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関

する調査研究その他の活動を積極的に行わなければならない。

- 2 政務活動費の交付、公開及び報告については、別に条例等で定める。

第7章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

第13条 議員の定数は、効率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

- 2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

- 3 議員の定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第14条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案しつつ、議員の議員活動及び社会生活が保障されるものでなければならない。

- 2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。

- 3 議員報酬は、別に条例で定める。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会の体制整備)

第15条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等に調査させることができる。

- 2 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修等の充実強化に努めるものとする。

- 3 議会は、議員の調査研究に資するために、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第 16 条 議長は、議会及び議員活動等を補助する組織として、議会事務局の機能強化に努めなければならない。

第 9 章 最高規範性

(最高規範性)

第 17 条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)

第 18 条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。

2 議会は、議員の任期期間中にこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

3 議会は、この条例の目的に従い、必要な関係条例等の充実に努めなければならない。

4 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年条例第 18 号)

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年条例第 19 号)

この条例は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

○宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

昭和31年12月19日

条例第30号

（議員報酬）

第1条 議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 議長 月額635,000円

（2） 副議長 月額585,000円

（3） 議員 月額535,000円

第2条 議長及び副議長には、その選挙された日から、議員にはその職についた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

2 前項の規定により議員報酬を支給する場合において、その職についた日が月の途中である場合は、日割によつて計算した額を支給する。

第3条 議長等が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散（以下「任期満了等」という。）によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。

（費用弁償）

第4条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として宇治市職員旅費条例（昭和26年宇治市条例第55号）の適用を受ける職員の例により特級に相当する旅費額を支給する。

（期末手当）

第5条 期末手当は、議長等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内の任期満了等によりその職を離れた者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合

計額に 100 分の 170 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 31 年宇治市条例第 31 号）の適用を受ける職員の例による。

（規則への委任）

第 6 条 この条例の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

（以下、附則省略）